

協働(コラボレーション)による 自主防災組織の活性化をめざして

「東海地震」 今こそ立ち向かおう 全県民で！



平成14年3月

自主防災組織活性化検討委員会

静岡県

はじめに

静岡県では、東海地震の切迫性が高まっているという認識のもとに、21世紀最初の年である平成13年を新たな「防災元年」と位置付け、東海地震からひとりでも多くの県民の生命を守るための緊急対策として、「『東海地震』今こそ立ち向かおう 全県民で！」をスローガンに、具体的な防災対策に取り組んでいます。

とりわけ、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を進める「プロジェクト『T O U K A I (倒壊・東海) - 0』」と、「自主防災組織の活性化」が重点施策として位置付けられました。このうち、「自主防災組織の活性化」については、「災害時に真に地域を守る防災活動が展開できる自主防災組織」をつくるため、防災士や消防団、災害ボランティアなどの防災関係団体と協働を図り、地域防災活動を推進するものであります。

自主防災組織は、発災時における被災者の救出・救助や避難所の運営など、地域の防災活動で大きな役割を果たすことが求められております。

しかし、昭和51年の東海地震説から25年が経過し、県民の防災意識の低下とともに、多くの課題も見られるようになってきました。もちろん活発な活動実績により成果をあげている自主防災組織もありますが、県内全体を見ますと、社会環境の変化もあり、役員の高齢化や後継者不足、コミュニティ意識の希薄化などによる活動の停滞や、自主防災組織間の格差拡大が顕著となっております。

そこで、これらの課題を解決するため、県が養成した防災士や災害ボランティアコーディネーターに加え、既存の消防団員など防災に関する専門的な知識と経験を有する人材の協力を得て、自主防災組織の活性化を図ることが重要となっております。

また、これまで社員と社内施設の安全対策に重点が置かれ、周辺地域との関係に明確な位置付けがなされていなかった企業（事業所）の存在についても、地域防災活動における役割を明らかにし、周辺の自主防災組織との連携を促進する方針です。

今回、お示しする内容は、自主防災組織と上記の関係者、行政機関で構成する自主防災組織活性化検討委員会で検討、提案されたものです。これらの施策については、市町村をはじめ、県内の自主防災組織や県民の方々に御理解いただき、地域防災活動において実践的な活用が図られることを期待するとともに、未曾有の試練をもたらすことが予想される東海地震に向けて、県内全体の地域防災力の強化と底上げにつなげていきたいと思っております。

自主防災組織活性化検討委員会委員長

信 澤 正 男

目次

第1章 解説 (QA) 編 「協働の基本的考え方」

協働 (コラボレーション) とは？	2
協働 (コラボレーション) による自主防災組織の活性化とは？	3
協働 (コラボレーション) を進めるためには、どうしたらいいの？	4
防災士とはどのような人？	5
消防団との協働はどのようなことが考えられるの？	6
災害ボランティアには、どのような団体があるの？	7
企業 (事業所) との協働はどのようなことが考えられるの？	8
医療機関・医師等との協働はどのようなことが考えられるの？	9
学校との協働で求められることは何？	10
協働によって行う訓練はどのようなものがあるの？	11
協働の相手方となる団体等と会合や交流を持ちたいが、どこへ連絡したらいいの？	13

第2章 解説 (QA) 編 「協働による防災訓練事例」

電話が通じない！ こんなときどうやって連絡をとったらいいの？	20
道路が壊れて車が使えない！ どうすれば情報収集できるの？	21
同時に2カ所から火災発生！ どうしたらいいの？	22
家の中で火災発生！ 消火器以外に使えるものはないの？	23
近所で火災発生！ どうやって消せばいいの？	24
倒壊家屋から生き埋めになっている人を助けるには？	25
暗闇で状況がわからない！ 照明の代わりになるものはないの？	26
災害弱者の皆さんにはどのような訓練が必要なの？	27
真夜中に地震が起こったらどうなるの？	28
大地震が起こったとき、私たちの地域ではどこが危険なの？	29
防災知識を楽しく学べる防災体験ウォークラリーってどんなもの？	30

第3章 報告書編 自主防災組織活性化検討委員会報告書

第1 協働 (コラボレーション) による地域防災活動の理念	34
第2 自主防災組織の現状と課題	36
第3 地域防災活動を担う防災関係団体等の現状と役割	37
第4 協働・連携の具体的方策	42
第5 地域防災力の強化に向けて (協働の仕組づくり)	47
第6 行政の役割と支援	51

第4章 報告書編 報告書付属資料

協働 (コラボレーション) による自主防災組織の活性化の概念	56
自主防災組織と主な防災関係団体等との協働・連携方策の例	57
協働・連携方策の具体的内容	58
協働による自主防災組織の活性化に向けた仕組づくり	66
静岡県地震対策推進条例 (抜粋)	72
自主防災組織活性化検討委員会名簿	77

第 1 章

解説(QA)編

「協働の基本的考え方」

協働(コラボレーション)とは？

協働(コラボレーション)とは、様々な分野の人々が共に力を出し合って、ある一定の共通の仕事を成し遂げることです。

東海地震をはじめとする大規模な災害が発生した場合や、発災時への備えを図るための防災訓練などを行う場合は、地域の人々や防災関係機関・団体の参画や協力、連携が必要であり、自主防災組織を要として県民の総力を結集した防災活動が求められますので、協働による防災活動を進めることが、地域防災力の強化につながると考えられます。



ここがポイント

コラボレーション = collaboration : 英語で共同制作、合作という意味。

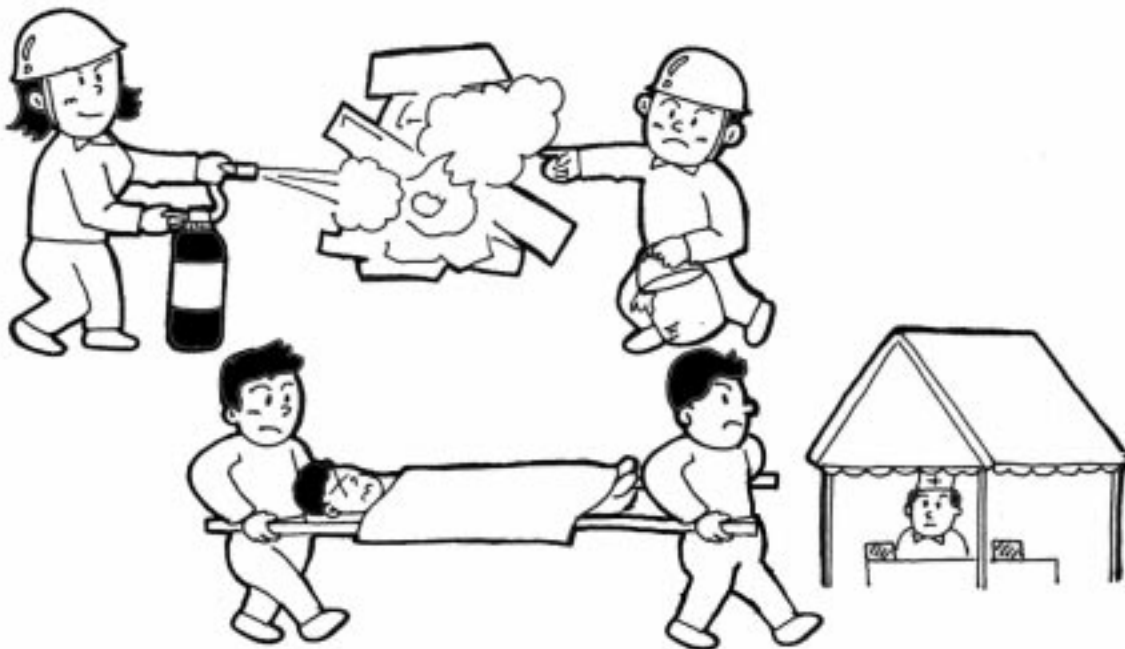
地域防災活動がうまくいかない場合は、自主防災組織の住民だけで悩まずに、問題点や課題をよく分析し、防災関係団体等の協力を得て推進に努めましょう。

協働(コラボレーション)による 自主防災組織の活性化とは？

協働(コラボレーション)による自主防災組織の活性化は、これまでの地域防災活動の目的や方針、内容を踏まえて、初期消火や救出・救助、応急救護、負傷者の搬送、避難所の運営など、基本となる活動をより効果的に推進し、充実させるための一つの方法です。

また、地域の様々な人や団体等が力を出し合うという自主防災活動の原点を見直す大きな機会としてとらえることも大切です。

今後は、協働の相手方となる人や団体等の指導や協力を得て、各種マニュアルに書かれたことを、できる限り具体的に、より多くの方に分かりやすく伝えることが求められます。



ここがポイント

自主防災組織の基本的な防災活動については、「自主防災組織活動マニュアル」を参考にしましょう。

(改訂版：平成14年3月静岡県防災局発行)

協働(コラボレーション)を進める ためには、どうしたらいいの？

まず、あなたの地域に居住する防災に詳しい人や防災の仕事をしてきた人、災害ボランティアの活動経験がある人、あるいは、災害の時、力になってくれそうな企業(事業所)を思い出してください。

(例)

防災士、消防団や防災行政機関(消防署、警察、自衛隊等)のOB、看護婦OG、ボランティア活動者、工場、ガソリンスタンドなど

次に、上記の枠内の方や関係者等と日ごろから面識や交流があるかどうか考えてみてください。

いざという時、防災に関する知識と経験を有する人や団体、企業は、自主防災組織活動の大きな協力者となり得ます。

防災活動の内容や目的に応じて、協働の相手方も変わってきますので、これらの人や企業の持つ機能や役割、専門性等については、事前に把握しておくとともに、日ごろから十分な連携や交流を図り、情報の共有化や良好な関係維持を図ることが求められます。



ここがポイント

行政機関やライフライン事業者、公共交通機関、医療機関・医師、学校などとの協働は言うまでもありません。また、自主防災組織同士の協働も大切です。

地域に在住する人材や所在する団体、企業(事業所)を把握しておきましょう。あらかじめ人材台帳を作成しておくといのですが、プライバシーなどの問題がありますので、人材台帳に掲載できない場合は、実態の把握方法を工夫しましょう。

自主防災組織は、これらの人や企業等に依存するのではなく、自ら強化すべき防災活動を明らかにし、必要な指導や協力を受けられるよう努めることが大切です。

防災士とはどのような人？

防災士とは、平成8年度から12年度までの5年間、県が実施した「防災総合講座」の修了生237人のことで、「防災士」の称号は静岡県が独自に授与したものです。

防災士は、東海地震等の発生メカニズムをはじめ、地震予知、地域防災活動、災害時の社会問題、災害時の住民心理、実践的な防災訓練などに関する専門的な知識があり、地域防災活動の推進に意欲がある人たちです。

とりわけ、イメージトレーニングや図上訓練など実際の災害を想定した効果的な防災訓練の実施や、地域の実情を踏まえた防災対策の企画立案などについて専門的な知識やノウハウを持っています。

現在、約7割の防災士が「防災士会」を設立し、自主防災組織が行う防災訓練の指導者や研修会の講師など、地域貢献を目的とした自主的な活動に努めています。



ここがポイント

地域防災活動でお困りのことがあれば、お近くの防災士に相談してみましょう。
防災士についてのお問合せは、「静岡県防災士会」まで（P14参照）

消防団との協働はどのようなことが考えられるの？

消防団は、市町村の消防機関として防災に関する豊富な知識と経験、技術を有していると同時に、地域の実情にも十分精通しています。

消防団と自主防災組織は、従来から地域防災訓練等の機会において連携が行われてきましたが、今後も、初期消火や救出救助、応急救護などのノウハウを地域住民と共有することが求められます。

また、これらの基本的な訓練のほかにも、防災資機材の操作訓練や防災マップの作成などについて、自主防災組織を指導できる立場にあります。

さらに、自主防災組織のリーダー育成や家庭内対策の徹底などの防災活動についても消防団の協力を得ることが有効と思われます。

なお、発災時には、消防団員は消防団長の指揮・命令に従って消防活動に専念する義務があるため、必ずしも地元の消防団員が最寄りの地域で活動できるとは限りません。したがって、自主防災組織は消防団との日ごろの連携を深めておきましょう。



ここがポイント

消防署OBや消防団OBとの連携に努めておくことも大切です。地域の消防団員とともに、OBを把握し、人材台帳に掲載しておきましょう。また、発災時はOBの協力、指導が得られるよう日ごろから連携しておきましょう。消防団についてのお問合せは、各市町村消防団担当課または県消防協会まで。(P14参照)

災害ボランティアには、 どのような団体があるの？

災害ボランティアは、目的や活動内容に応じて様々な団体があります。大まかに分類すると、大規模災害時に多様な防災活動を手助けする「救援ボランティア団体」、負傷者や要介護者の応急救護等を行う「救護・福祉ボランティア団体」、被害状況の収集や緊急物資を搬送する「救援バイク団体」、NTT回線不通時の情報交信を行う「アマチュア無線団体」などがあります。

このほか、外国語通訳者や建築関係者（耐震診断・耐震指導）、救助犬訓練団体なども、災害ボランティア団体として位置付けられます。

また、本県が養成した「災害ボランティアコーディネーター」は、県外から参集するボランティアの受入調整を行う人材で、現在約750人が登録されています。

土地鑑のない県外ボランティアに対しては、受入側が的確に作業等を依頼・指示しなければなりません。したがって、災害ボランティアコーディネーターと地元の自主防災組織との連携は平常時を含めてとても重要なことです。



ここがポイント

災害ボランティア団体についてのお問合せは、静岡県社会福祉協議会または静岡県ボランティア協会まで。

(P16参照)

企業（事業所）との協働は どのようなことが考えられるの？

企業（事業所）は、防災活動においても地域の一員として、各々の役割を果たすことが求められます。

大規模な工場の場合、豊富な物資や資機材を有していますので、周辺の自主防災組織に供与・貸与することができます。また、広大な敷地やグラウンドは避難地として利用できます。

ガソリンスタンドや建設業界等は工具類の貸与や重機車両の活用などが可能です。

ホテル・旅館は旅行滞在者の一時避難所に、バス・タクシー会社は無線を使った情報伝達に活用できます。

また、業種に関係なく、緊急時は社員・従業員が地域の防災活動に応援派遣することもできます。

このほか、スーパーマーケットやコンビニ等の小売業についても、緊急時における物資供給の面で地域貢献が期待されます。

ただし、協働については、個々の企業の考え方や取組方の違いによって、対応が大きく異なりますので、自主防災組織と企業（事業所）は日ごろから連携を図り、お互いに「顔の分かる関係」を築いておくとともに、企業（事業所）が協力できる防災活動の内容等について、双方が事前に確認しておく必要があります。



ここがポイント

地域に所在する企業（事業所）を把握し、代表者や防災担当者と連絡を取り合い、積極的に交流を図りましょう。必要に応じ、協働の内容について協定等を締結しておくことも大切です。

医療機関・医師等との協働は どのようなことが考えられるの？

東海地震のような大規模災害時は、一度に多数の負傷者が発生し、通常の医療行為が不可能となります。このため、地域に設置される救護所では、緊急度の高い負傷者から優先的に治療が行われるようトリアージ（治療の優先度判定）が行われます。

自主防災組織は、負傷者の搬送やトリアージへの協力が求められます。また、救護所が混乱しないよう、明らかに軽傷と判断できる負傷者の応急手当は、自ら処置しなければなりません。

医療機関等との連携は、地域住民の生命にも関わりますので、日ごろからの取組が重要です。

なお、自主防災組織の皆さんは、いざ発災時に負傷者を搬送する救護所や救護病院の場所を事前に把握しておかなければなりません。一度に多数の負傷者を抱えパニックにならないように心がけましょう。



ここがポイント

トリアージとは、災害により多数の負傷者が発生した場合、負傷の程度によって治療や搬送の優先度を定めることで、重傷者（赤） 中等傷者（黄） 軽傷者（緑） 死亡または全く助かる見込みのない重篤な者（黒）に分類され、（ ）の色で表示された識別札で判別される仕組みになっています。

医療機関等との連携や救護所に関することについては、各市町村にお問合せください。

学校との協働で 求められることは何？

学校は地域の避難所に指定されていることが多く、また、避難所に指定されていない場合でも、実際に災害が発生すれば多数の住民が集まることが予想されます。

避難所の運営については、災害時に秩序ある管理・運営が図られるよう、施設管理者である学校と、運営を担う市町村及び自主防災組織が十分連携して行う必要があります。

このため、避難所の運営計画に基づき、日ごろから学校と自主防災組織が役割分担について取り決めておくとともに、災害ボランティアの参画や協力を得て、避難所の設営訓練を実施することが重要です。

また、児童・生徒に対する防災教育や防災訓練への参加促進については、学校だけでなく、地域全体で行うことが求められます。



ここがポイント

避難所運営マニュアルを参考に、市町村、学校、災害ボランティア等とともに、避難生活計画書を作成しましょう。
学校との協働については、直接、地域に所在する学校に連絡してみましょう。

協働によって行う訓練は どのようなものがあるの？

協働による防災訓練（協働型訓練）とは、自主防災組織と防災士、消防団、災害ボランティア、企業（事業所）などが合同で実施する防災訓練のことで、各々の専門性を生かし、役割分担を確認しながら実施することが特徴です。これにより、マンネリ化を改善し、新しい試みとなる実践的な訓練となることが期待されます。

モデルとなる訓練として、次のようなものが考えられます。

発災から避難までの状況を想定した時系列行動訓練

地震発生後、自宅から避難所へ集合するまでの一連の行動をとりながら、想定される被害の内容を時系列的に（時間の流れを追いながら）検証し、イメージトレーニングするものです。

家庭内での対応等を防災士や消防団員がチェックしたり、避難所の作業にボランティアが参加することで協働型訓練になります。

仮に、今、大地震が発生したと想定した場合、揺れている最中に何が起こるのか、逃げ出すときに必ずしておかなければならないことは何か、近隣で火災や家屋の倒壊があった場合どうするか、などを具体的に想定・検証することが重要になります。

できれば隣組単位で、家庭内での行動チェックや初期消火、救出・救助などを実施し、防災士や消防団員の指導を受けながら指定避難所に集合する方法が効果的と思われます。

ゲーム性を取り入れた訓練

防災ウォークラリーなど、チェックポイントに様々な訓練メニュー（ガスコンロ周りの初期消火、ロープワーク、バケツリレーなどのゲームやクイズ）を用意し、楽しみながら防災について学習する防災訓練です。できれば防災マップを活用することが効果的です。

チェックポイントのスタッフに、防災士、消防団などの協力を得ることで協働型訓練になります。

このほか、地域で実施する運動会やレクリエーション等の行事において、バケツリレーや障害物除去競走、非常持出品を用意した借り物競走、簡易担架の組立・搬送競走など、防災訓練メニューを取り入れた競技を行うことも効果的です。

企業（事業所）との合同訓練

大規模な事業所の敷地等を会場にし、企業（事業所）と周辺自主防災組織（地域住民）が合同で行う防災訓練のことで、事業所敷地内のどの建物に防災担当者がいるのか、貸与される資機材はどこにあるのか、緊急時の一時避難地はどこかなど、防災に関する事業所の状況を把握しておくものです。

特に、資機材の借用方法、物資の提供の可否などは、企業の防災担当者と自主防災組織が事前に協議しておくことが必要です。

また、企業（事業所）が実施する社内防災訓練に周辺自主防災組織が参加する方法も効果的です。

避難所の運営訓練

市町村、学校、災害ボランティアの参画と協力を得て、避難所に住民が集まった状態を想定した避難所の設営・運営訓練です。市町村、学校、自主防災組織、ボランティア等の役割分担を確認することも重要です。

具体的には、避難所運営計画やマニュアルに沿って、施設管理や住民の配置、情報伝達、生活必需品の配給などの作業を行います。

また、訓練メニューの中に、県外ボランティアの受入調整訓練を加えることで、災害ボランティアコーディネーターとの連携を踏まえた実践的な協働型訓練になります。

前述の「発災から避難までの状況を想定した時系列行動訓練」に引き続いて行うと一層効果的です。



ここがポイント

従来の訓練（初期消火、応急救護、炊き出しなど）に加え、発災時の状況をより具体的に想定して各自の行動を検証するイメージトレーニングや図上訓練も重要です。

協働の相手方となる団体等と会合や交流を持ちたいが、どこへ連絡したらいいの？

防災士については、防災士会に連絡しましょう。

消防団については、各市町村の消防団担当課か県消防協会に連絡するとよいでしょう。

災害ボランティアについては、県ボランティア協会が発行した冊子「災害時のボランティア受入れ手引き」に掲載されている団体が考えられます。このうち、県外からのボランティアの受入調整を行うボランティアコーディネーターは、東・中・西部地域別に連絡会が組織されていますので、最寄りの事務局に連絡してみましょう。

このほか、災害ボランティア団体に関することは、県社会福祉協議会または県ボランティア協会にお尋ねください。

企業（事業所）については、各自の地域に所在する会社と直接折衝することを心がけましょう。

その他、医療機関や学校等との連絡を行う場合や、不明の場合は、市町村や県行政センターにも御相談ください。

連絡先は次ページ以降を参照してください。



ここがポイント

協働の相手方となる団体の関係者や、団体をよく知っている人（キーパーソン）を仲介して、連絡や交流のきっかけづくりを図ることも効果的です。

協働(コラボレーション)の主体となる関係機関・団体の連絡先

平成13年12月1日現在

防災士

静岡県防災士会 420-0042 静岡市駒形通5-9-1 防災情報研究所内	TEL(054)251-7100 FAX(054)251-7500
--	--------------------------------------

消防団

各市町村の消防団担当課 P18の市町村防災担当課にお問い合わせください。

静岡県消防協会 420-8601 静岡市追手町9-6 県庁防災局消防室内	TEL(054)221-2074 FAX(054)221-3327
---	--------------------------------------

災害ボランティア (「災害時のボランティア受け入れ手引き」掲載団体)

災害ボランティアコーディネーター静岡県協議会 420-0856 静岡市駿府町1-70 県ボランティア協会内	TEL(054)255-7357 FAX(054)254-5208
--	--------------------------------------

災害ボランティアコーディネーター静岡県東部連絡会 411-0845 三島市加屋町2-21(事務局;土山)	TEL(055)972-2291 FAX(055)976-3986
---	--------------------------------------

災害ボランティアコーディネーター静岡県中部連絡会 420-0856 静岡市駿府町1-70 県ボランティア協会内	TEL(054)255-7357 FAX(054)254-5208
--	--------------------------------------

災害ボランティアコーディネーター西部連絡会 430-0056 浜松市小池町981-2 ナカムラアコー内	TEL(053)461-1398 FAX(053)464-8329
--	--------------------------------------

静岡県災害時バイクボランティア連絡協議会 [B V S] 418-0022 富士宮市小泉2409-5(事務局;三橋)	TEL(0544)27-1877 FAX(0544)27-8211
---	--------------------------------------

静岡県レスキューサポート・バイクネットワーク [静岡県 R B] 411-0021 三島市富士見台30-32(事務局;圓藤)	TEL(055)987-7657 FAX(055)980-0558
---	--------------------------------------

沼津レスキューサポート・バイクネットワーク [沼津 R B] 410-1121 裾野市茶畑1365-2 清水館病院内(事務局;圓藤)	TEL(055)993-2323 FAX(055)993-4361
---	--------------------------------------

清水レスキューサポート・バイクネットワーク [清水 R B] 424-0807 清水市宮代町1-12(事務局;大石)	TEL090-2681-1320
---	------------------

静岡レスキューサポート・バイクネットワーク [静岡 R B] 422 - 8037 静岡市下島142 - 7 (代表;北堀)	TEL(054)236-0284 FAX(054)236-0284
浜松レスキューサポート・バイクネットワーク [浜松 R B] 432 - 8052 浜松市東若林町1220 - 5 (代表;内田)	TEL(053)448-7119 FAX(053)448-7164
富士市災害救援バイク隊 ペガサス 417 - 0003 富士市依田橋町5 - 14 (代表;小澤)	TEL(0545)53-7620 FAX(0545)53-7620
特定非営利活動法人 日本救援バイク協会静岡県支部 418 - 0022 富士宮市小泉2409 - 5 (事務局;三橋)	TEL(0544)27-1877 FAX(0544)27-8211
B R N (バイクレスキューネットワーク) かけがわ 436 - 0081 掛川市初馬2255 (代表;鈴木)	TEL(0537)22-7395 FAX(0537)22-1888
B V N (バイクボランティアネットワーク) 438 - 0072 磐田市鳥之瀬129 - 1 東海環境整備 内	TEL(0538)36-1163 FAX(0538)36-1185
J F S C (J a p a n 富士山すそのセーフティークラブ) 410 - 1125 裾野市富沢113 - 1 (代表;渡辺)	TEL(055)992-3774
N V N 沼津災害救援ボランティアの会 410 - 0304 沼津市東原239 - 9 (事務局;石川)	TEL(055)967-4564 FAX(055)967-4564
富士市災害ボランティア連絡会 417 - 0802 富士市今宮425 (代表;渡邊)	TEL(0545)21-3717 FAX(0545)21-3717
災害ボランティアネットワーク「いとでんわ」 433 - 8108 浜松市根洗町1120 - 3 (代表;佐藤)	TEL(053)438-3538
災害ボランティア「アヴァンティ浜松」 432 - 8023 浜松市鴨江3 - 36 - 16 (代表;前堀)	TEL(053)455-3409 FAX(053)455-3409
富士市アマチュア無線非常通信協力会 416 - 0944 富士市横割6 - 11 - 24 (代表;高澤)	TEL(0545)61-8245 FAX(0545)61-8245
静岡レスキュードッグチーム 417 - 0001 富士市今泉3637 - 21 (代表;影山)	TEL(0545)52-9582 FAX(0545)52-9582
特定非営利活動法人 災害救助犬静岡 439 - 0031 菊川町加茂3435 - 1 ドッグスクール杉山内	TEL(0537)36-2274 FAX(0537)36-4605
地震と災害を考える大工の会 438 - 0078 磐田市中央町1955 - 2 (代表;大杉)	TEL(0538)32-4768 FAX(0538)32-4768

防災装備を維持する会 421 - 0103 静岡市丸子5541 - 51 (代表; 鈴木)	TEL(054)259-1986 FAX(054)259-1986
やじろべえ 424 - 0043 清水市永楽町12 - 3 (代表; 阿多)	TEL(0543)67-8601 FAX(0543)67-8601
特定非営利活動法人 戸建住宅耐震化推進協議会 433 - 8122 浜松市上島5 - 15 - 40	TEL(053)475-3321
社団法人 日本青年会議所東海地区2001年度静岡ブロック協議会 431 - 0431 湖西市鷺津780 ニューグランドホテル湖西内	TEL(053)574-2800 FAX(053)574-2801
ボーイスカウト静岡県連盟 420 - 0068 静岡市田町1 - 70 - 37 静岡県青少年会館内	TEL(054)255-6185 FAX(054)255-6186
日本赤十字社静岡県支部 420 - 0853 静岡市追手町44 - 17	TEL(054)252-8131 FAX(054)254-5830
静岡県ボランティア協会 420 - 0856 静岡市駿府町1 - 70 県総合社会福祉会館内	TEL(054)255-7357 FAX(054)254-5208
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 420 - 8670 静岡市駿府町1 - 70 県総合社会福祉会館内	TEL(054)254-5248 FAX(054)251-7508

企業（事業所）及びその他防災に関すること

県防災局または各県行政センターにお問い合わせください。

静岡県防災局防災政策室 420 - 8601 静岡市追手町9 - 6	TEL(054)221-2456 FAX(054)221-3252
--	--------------------------------------

県行政センター

伊豆県行政センター 415 - 0016 下田市中531 - 1	TEL(0558)24-2004 FAX(0558)24-2007
熱海県行政センター 413 - 0016 熱海市水口町13 - 15	TEL(0557)82-9021 FAX(0557)82-6597
東部県行政センター 410 - 0055 沼津市高島本町1 - 3	TEL(055)920-2003 FAX(055)920-2009

富士県行政センター 416 - 0906 富士市本市場441 - 1	TEL(0545)65-2103 FAX(0545)65-2104
中部県行政センター 422 - 8031 静岡市有明町2 - 20	TEL(054)286-9027 FAX(054)286-9009
志太榛原県行政センター 426 - 8664 藤枝市瀬戸新屋362 - 1	TEL(054)644-9104 FAX(054)645-1152
中遠県行政センター 438 - 0086 磐田市見付3599 - 4	TEL(0538)37-2204 FAX(0538)37-3678
北遠県行政センター 431 - 3313 天竜市二俣町鹿島559	TEL(0539)26-2405 FAX(0539)26-2027
西部県行政センター 430 - 0915 浜松市東田町87	TEL(053)458-7119 FAX(053)458-7160

その他地震防災に関すること

防災情報研究所（静岡県地震防災センター内） 420 - 0042 静岡市駒形通5 - 9 - 1	TEL(054)251-7100 FAX(054)251-7500
--	--



市町村防災担当課連絡先一覧

市町村名	担当課係名	電話番号	FAX番号	所在地
下田市	総務課交通防災係	0558-22-2211	0558-22-3910	415-8501 下田市東本郷1-5-18
東伊豆町	企画調整課	0557-95-6202	0557-95-0122	413-0411 東伊豆町稲取3354
河津町	総務課	0558-34-1913	0558-34-0099	413-0504 河津町田中212-2
南伊豆町	総務課	0558-62-6211	0558-62-1119	415-0392 南伊豆町下賀茂328-2
松崎町	町長公室	0558-42-3962	0558-42-3183	410-3696 松崎町宮内301-1
西伊豆町	総務課	0558-52-1111	0558-52-1906	410-3514 西伊豆町仁科401-1
賀茂村	総務課	0558-55-0211	0558-55-0980	410-3501 賀茂村宇久須270-1
熱海市	防災室	0557-86-6447	0557-86-6446	413-8550 熱海市中央町1-1
伊東市	生活安全課	0557-36-0111	0557-36-8260	414-8555 伊東市大原2-1-1
沼津市	消防本部防災地震課	055-934-2537	055-931-7702	410-8601 沼津市御幸町16-1
三島市	防災交通対策室	055-983-2650	055-981-7720	411-0853 三島市北田町4-47
御殿場市	市民生活課	0550-82-4123	0550-83-9739	412-8601 御殿場市萩原483
裾野市	生活環境課	055-995-1817	055-992-2640	410-1192 裾野市佐野1059
伊豆長岡町	地域振興課	055-948-1412	055-948-1169	410-2292 伊豆長岡町長岡340-1
修善寺町	総務課	0558-72-9850	0558-72-6588	410-2413 修善寺町小立野38-2
戸田村	総務課	0558-94-3111	0558-94-2593	410-3402 戸田村戸田339
土肥町	総務課	0558-98-1111	0558-98-2044	410-3302 土肥町土肥670-2
函南町	総務課	055-979-8102	055-978-1197	419-0192 函南町仁田9
韮山町	総務課	055-949-6802	055-949-1779	410-2192 韮山町四日町243
大仁町	総務課	0558-76-8005	0558-76-5499	410-2396 大仁町田京299-6
天城湯ヶ島町	総務課	0558-85-1111	0558-85-0683	410-3292 天城湯ヶ島町山550
中伊豆町	総務課	0558-83-1111	0558-83-2484	410-2505 中伊豆町八幡434-2
清水町	消防本部	055-973-0119	055-975-1180	411-0903 清水町堂庭212-1
長泉町	消防管理課	055-986-1199	055-986-5907	411-0942 長泉町中土狩910-1
小山町	生活環境課	0550-76-6111	0550-76-4633	410-1395 小山町藤曲57-2
富士宮市	防災生活課	0544-22-1130	0544-22-1239	418-8601 富士宮市弓沢町150
富士市	防災対策課	0545-55-2715	0545-51-2040	417-8601 富士市永田町1-100
芝川町	行政課	0544-65-2801	0544-65-2800	419-0392 芝川町長貫1131-6
静岡市	防災課	054-221-1012	054-254-2100	420-8602 静岡市追手町5-1
清水市	防災本部室	0543-54-2024	0543-52-6693	424-8701 清水市旭町6-8
富士川町	総務課	0545-81-4800	0545-81-2710	421-3305 富士川町岩淵121
蒲原町	総務課	0543-85-7700	0543-85-3110	421-3211 蒲原町新田2-16-8
由比町	総務課	0543-76-0112	0543-76-0110	421-3104 由比町北田110-1
島田市	環境・安全課	0547-36-7143	0547-35-6000	427-8501 島田市中央町1-1
焼津市	総務企画課	054-623-0119	054-623-7870	425-0041 焼津市石津728-2
藤枝市	市民安全課	054-643-3111	054-643-3604	426-8722 藤枝市岡出山1-11-1
岡部町	総務課消防防災係	054-667-3411	054-667-3482	421-1131 岡部町岡部6-1
大井川町	総務課	054-662-0513	054-662-0630	421-0292 大井川町宗高900
御前崎町	総務課	0548-63-6802	0548-63-5344	421-0692 御前崎町白羽6171-1
相良町	防災課	0548-52-1111	0548-52-4708	421-0592 相良町相良275
榛原町	総務課	0548-23-0054	0548-23-0059	421-0495 榛原町静波447-1
吉田町	総務課	0548-33-2134	0548-32-6121	421-0395 吉田町住吉87
金谷町	総務課	0547-46-2112	0547-46-5251	428-8650 金谷町金谷河原3400
川根町	総務課	0547-53-4580	0547-53-3116	428-0104 川根町家山336-3
中川根町	総務課消防防災係	0547-56-2220	0547-56-1117	428-0313 中川根町上長尾627
本川根町	総務課	0547-59-3111	0547-59-3116	428-0411 本川根町千頭1183-1
磐田市	地域振興課	0538-37-4811	0538-32-2353	438-8650 磐田市国府台3-1
掛川市	良質地域課	0537-21-1131	0537-21-1168	436-8650 掛川市長谷701-1
袋井市	地域振興課	0538-44-3108	0538-43-2132	437-8666 袋井市新屋1-1-1
大東町	総務課	0537-72-1111	0537-72-5014	437-1491 大東町三俣620
大須賀町	住民安心課	0537-48-1013	0537-48-6362	437-1393 大須賀町西大淵100
浜岡町	生活安全課	0537-85-1119	0537-86-2689	437-1692 浜岡町池新田5585
小笠町	生活安全課	0537-73-1112	0537-73-6861	437-1592 小笠町赤土1503
菊川町	安全課	0537-35-0923	0537-35-2200	439-8650 菊川町堀之内61
森町	総務課	0538-85-2111	0538-85-5259	437-0293 森町森2101-1
浅羽町	総務課	0538-23-9211	0538-23-4867	437-1192 浅羽町浅名1028
福田町	住民課	0538-58-2374	0538-55-2110	437-1292 福田町福田400
竜洋町	総務課	0538-66-9100	0538-66-2139	438-0292 竜洋町岡729-1
豊田町	総務課	0538-36-3150	0538-34-2496	438-8601 豊田町森岡150
豊岡村	総務課	0539-63-0020	0539-63-0031	438-0195 豊岡村下野部48
天竜市	生活環境課	0539-22-0020	0539-22-0080	431-3392 天竜市二俣481
春野町	総務企画課	0539-83-0001	0539-83-0023	437-0604 春野町宮川1467-2
龍山村	総務課	0539-69-0311	0539-69-0343	431-3804 龍山村大嶺570-1
佐久間町	総務課	0539-66-0016	0539-66-0021	431-3901 佐久間町佐久間429-1
水窪町	総務課	0539-82-0001	0539-82-0021	431-4195 水窪町奥領家2955-1
浜松市	防災対策課	053-457-2537	053-457-2530	430-8652 浜松市元城町103-2
浜北市	生活環境課	053-585-1114	053-587-3127	434-8550 浜北市西美園6
湖西市	市民生活課	053-576-4533	053-576-2315	431-0492 湖西市吉美3268
舞阪町	総務課	053-592-2111	053-592-5813	431-0292 舞阪町舞阪2709-1
新居町	防災環境課	053-594-1113	053-594-2313	431-0303 新居町浜名501-1
雄踏町	総務課	053-596-3211	053-592-5802	431-0102 雄踏町宇布見9611-1
細江町	総務課	053-523-1111	053-523-1907	431-1395 細江町気賀305
引佐町	総務課	053-542-1111	053-542-2226	431-2212 引佐町井伊谷616-5
三ヶ日町	総務課	053-524-1111	053-524-1110	431-1495 三ヶ日町三ヶ日500-1

第 2 章

解説(QA)編

「協働による防災訓練事例」

電話が通じない！こんなとき どうやって連絡をとったらいいの？

大きな地震が発生して電話線や電線が切れると、電話が使えなくなります。電話が使えなくなると、どこへも連絡がとれないと思われがちですが、無線ならば災害時でも連絡をとることができます。ご近所や同じ町内で無線機を持っている人達を事前に把握しておきましょう。

地域防災無線が整備されている市町村では、自主防災会長のお宅や避難地となる小中学校に無線機が配備されている場合があります。また、消防団の分団長や副分団長のお宅に消防無線が配備されていることもあります。自主防災組織の中にはトランシーバーを配備して情報収集・伝達に使っているところもあります。近くにアマチュア無線の愛好者がいれば、その方の協力を得て交信をお願いすることもできます。

いずれの場合にも、普段からどこに無線機が配備されているのかを確認しておけば、いざというときに役立ちます。



ここがポイント

アマチュア無線愛好団体や隣接する自主防災組織にも訓練に参加してもらいましょう。

地域内の交信状況が確認できるように訓練を計画しましょう。

無線機の操作ができる人の名簿を作っておくと便利です。

道路が壊れて車が使えない！ どうすれば情報収集できるの？

阪神・淡路大震災では、住宅地の狭い道路はもちろん、幅員8m程度の道路でも、両側の住宅が倒壊すると自動車の通行ができなくなりました。

阪神・淡路大震災のような大規模災害時には個人が勝手に自動車を使ってはいけません。自宅周辺の状況を確認する場合には、自転車の使用をお勧めします。

自転車ならば、自動車が通れないような狭い場所でも通ることができますし、多少の段差が生じていても手で持ち上げて乗り越えることができます。

オフロード用のオートバイやマウンテンバイクがあれば最高ですが、お宅にある自転車を使えば、徒歩で廻るよりかなり効率的に自宅周辺の被害状況を把握することができます。

近くにオートバイの愛好者がいれば、その方の協力を得て被害状況の把握をお願いすることもできます。



ここがポイント

バイク愛好団体、隣接する自主防災組織にも訓練に参加をしてもらいましょう。

地域内を廻るのにどの程度時間がかかるか、事前に確認しておきましょう。

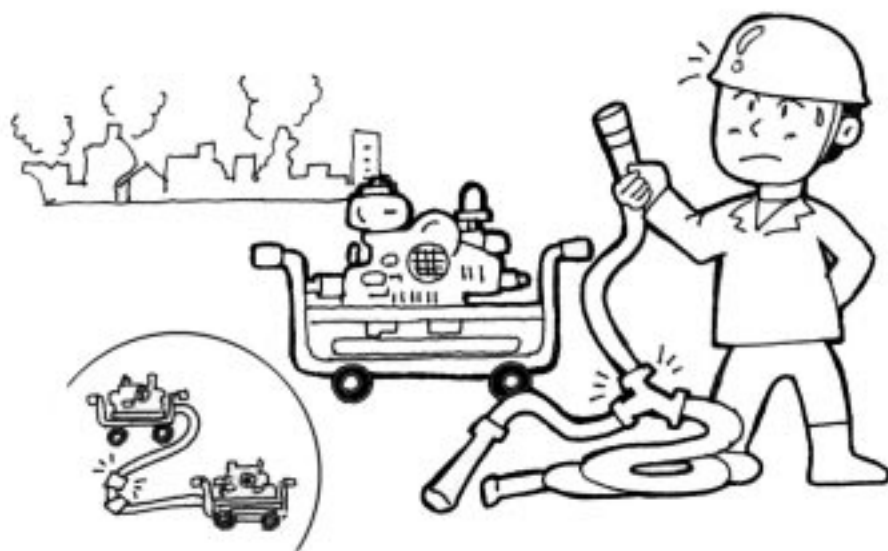
自主防災地図は必ず作成し、内容の点検もしておきましょう。

同時に2カ所から火災発生！ どうしたらいいの？

地震による火災は、同時に多くの場所から出火する場合があります。何カ所からも上がる火の手を見ると、冷静な判断ができなくなってしまいますが、それぞれの出火点を確認し、延焼拡大の危険度が高い出火点から優先して消火にあたります。

また、初期消火を確実にするためには、2方向以上から放水する必要があります。何台もの可搬式消防ポンプ（持ち運びができる小型動力ポンプ）で初期消火にあたれば問題ありませんが、1台の可搬式消防ポンプしか使えない場合を想定して双口接手を備えておきましょう。

訓練の際には、消防団員の指導を受けることを心掛けましょう。



ここがポイント

ポンプ運用が可能な人数で実施します。

水利のある場所で実施しましょう。合わせて、自然水利の状況を確認しましょう。

初期消火は時間との戦いです。出火の際にすみやかな消火活動が行われるよう、可搬式消防ポンプなどの点検・整備は定期的に行いましょう。

家の中で火災発生！消火器以外に 使えるものはないの？

油火災でなければ風呂の汲み置き水や三角バケツに用意してある水で、火が小さいうちに消火しましょう。各家庭にある園芸用ホースも初期消火に使えます。園芸用ホースを使って水道の水が何メートル飛ぶのか、どの程度の火を消火できるのかをあらかじめ確認しておくようにしましょう。

天ぷら鍋の過熱で起こる火災の場合は、水を注ぐと油が飛び散って火事を大きくしてしまいます。

油火災に対応した消火器を備えていない場合には、どこの家にもあるシーツやバスタオルを水で濡らして固く絞り、大きく広げて天ぷら鍋をすき間のないように上から覆ってしまいましょう。濡れたシーツやバスタオルで炎と空気を遮断し（窒息させ）て、火を消し止めることができます。

危険を伴う行動なので、消防署員や消防団員の協力を得て正しい消火方法を習得しましょう。



ここがポイント

消防関係者などの専門家に参加してもらい、指導を受けましょう。
この他にも家庭内に活用できるものはないか、考えてみましょう。

近所で火災発生！どうやって消せばいいの？

近所で火災が発生した場合には、近くの消防署に119番通報して消火の要請をするとともに、近所の人達に呼びかけて、皆で協力して初期消火に努めましょう。

自主防災組織や町内会には可搬式消防ポンプが配備されています。ところによっては、消火栓を使用できるようホースと筒先が配備されています。これらを使って、防火水槽、耐震性貯水槽のほか、自然水利（川や池、プールの水）などを利用して素早く消火すれば、近所で発生した火災を早い段階で消し止めることができます。

ポンプは機械ですから、日ごろから点検や整備、操作訓練を十分にすることが必要です。月に1度はエンジンをかけ、実際に放水訓練をやっておきましょう。



ここがポイント

消防関係者などの専門家に参加してもらい、指導を受けましょう。

水利のある場所で実施しましょう。合わせて、自然水利の状況を確認しましょう。

出火の際にすみやかな消火活動が行えるよう、可搬式消防ポンプなどの点検・整備は定期的に行いましょう。

倒壊家屋から生き埋めになっている人を助けるには？

倒壊した木造家屋の中に生き埋めになっている人を発見したら、近所の人達と協力して助け出しましょう。

まず、生き埋めになっている人に皆で声をかけ、安心感を与えるようにします。太い木材（太さ10cm程度）やバールをテコにして倒壊した壁や柱を持ち上げ、生き埋めになっている人を助け出せる隙間を作ります。自家用車に備え付けられているパンタグラフ型のジャッキを使えば、小人数でも壁や柱を持ち上げて助け出せる隙間を作ることができます。

実際に訓練を行う場合は、消防署員や消防団員の指導を受けることが求められます。また、ジャッキ等の資機材や工具類については、緊急時に数が不足することを想定して、近くの事業所の協力を得て借用をお願いしてみましょう。



ここがポイント

消防関係者などの専門家に参加してもらい、指導を受けましょう。

人材台帳を作成し、救出活動に活用できる資格・技能を持った人の有無を確認しておきましょう。また、必要な資機材の点検・整備を定期的に行いましょう。

暗闇で状況がわからない！ 照明の代わりになるものはないの？

暗闇での救出活動は困難を極めます。ご家庭で発電機を備えていれば、投光機や電灯をつけて照らし出すことができます。懐中電灯や強力ライトも照明の代わりになりますが、広い範囲を照らし出すには車のヘッドライトが役に立ちます。

車数台のヘッドライトで照らし出した場合の明るさなどを確かめておけば、いざという時に役立ちます。

また、近くの企業（事業所）から発電機と照明器具を借用することも効果的です。これらの資機材を持っている企業（事業所）とは、日ごろから十分連携を図っておく必要があります。



ここがポイント

地域にお住まいの皆さんや企業（事業所）に参加・協力してもらいましょう。

夜間に行いますので会場設営等に考慮しましょう。

夜間防災訓練を計画し、その中に取り入れると効果的です。

災害弱者の皆さんには どのような訓練が必要なの？

大地震が発生した際、障害者の皆さんの中には避難場所まで避難できないと感じている人が多いようです。日常生活においても、多かれ少なかれ移動に不自由が伴う障害者の皆さんにとって、災害時の移動には計り知れない困難が伴うものと推測されます。近隣の協力体制を充実させ、何よりも「避難できない」といった不安感を解消することが大切です。

ところで、災害弱者の皆さんが望んでいる訓練とはどのようなものでしょうか。

あるアンケート調査によれば、「視覚に障害のある皆さんの中には、避難場所までの経路を歩いて確認する訓練に参加したいと思っている人が多い」といった結果がでています。特に、避難場所を確認したことのない人たちの中には、「避難場所がどこにあるかさえ知らない」という回答もみられたようです。

各地域で、健常者を交えながら避難経路を実際に歩き、詳しい周囲の状況や道路状況を伝えてもらったり危険箇所を発見することが、災害弱者の皆さんにとって第一に必要なのではないのでしょうか。

また、様々な福祉ボランティア団体や救援ボランティア団体等が災害弱者へのサポート活動を行っていますので、これらの団体と連携を図ることも大切です。



ここがポイント

地域にお住まいの皆さんや医療救援・福祉ボランティア団体等に参加・協力してもらいましょう。社会福祉協議会などにも参加・協力を依頼しましょう。

安全に避難するためには、どの程度の時間が必要なのか確認しましょう。

要介護者台帳の整備を進めるとともに、日頃から連絡を取り合って交流を深め、お互いの信頼関係を築いておくことが大切です。

真夜中に地震が起こったら どうなるの？

真夜中に突然大きな地震が発生したらどうなるでしょうか。真暗闇の室内で、どこがどうなっているか全くわからない中を素足で行動することは大変危険です。家具や電化製品が倒れているかもしれません。割れたガラスが床に散乱しているかもしれません。

そこで、寝ている頭の上に家具や本棚が倒れてこないよう配置を考えたり、転倒防止金具でしっかり固定しておくほか、枕元には懐中電灯や底がしっかりしている履き物を準備しておくことをお勧めします。

さらに自宅から避難する場合に想定される近隣の状況を、できる限り具体的にイメージし、自分がどのような行動をとったらよいか、心の準備をしておくことが大切です。

このようなイメージトレーニングや図上訓練は、防災士の指導を受けて実施すると効果的です。



ここがポイント

家族全員が協力して行いましょう。

防災士に協力を依頼しましょう。

一定の時間内にどの程度の行動ができるのか確認してみましょう。

暗くした家の中では慌てず、落ち着いて行動し、ケガなどには十分注意しましょう。

日頃の家庭内対策を見直して、必要な備えをしておきましょう。

大地震が起こったとき、私たちの地域ではどこが危険なの？

地域の皆さんが安全に気をつけて生活し、万が一災害が発生した場合でも、お互いが協力して防災活動に取り組むためには、日頃から地域内に潜んでいる危険性について確認し合い、共通理解をしておくことが必要です。

地域内の防災対策の様子や災害の危険性を、住民の皆さんに協力し合って確かめてもらう方法のひとつとして、自主防災マップ作りを取り入れてみましょう。

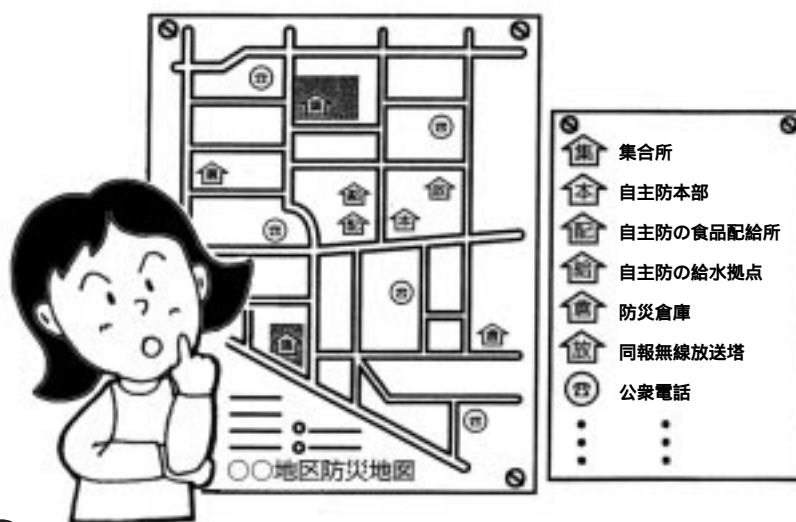
自分達の地域を含んだ地図（市販の住宅地図で十分）を用意します。

崩れやすい崖のような被害を受けやすい場所、危険物の所在地、防災設備の位置、避難場所などを皆で相談しながら確認し、地図上に示していきましょう。

出来上がった地図は、地域内の全世帯に配布するといいでしょう。

自分が住んでいる地域をいろいろな視点から眺めてみると、新しい発見が必ずあると思います。このような取り組みを通して地域の様子を見直し、地域のつながりを一層深めましょう。

作成に当たっては、防災士や消防団員の協力をお願いしましょう。



ここがポイント

学校行事や地域の催事などに取り入れることも考えられます。
訓練の規模によりますが、半日程度は必要です。

防災知識を楽しく学べる防災体験 ウォークラリーってどんなもの？

災害が発生したとき、大人は子供達を守ってあげなくてはなりません。でもそれは、「子供達に防災の知識などは必要ない」ということではありません。子供の頃から、正しい知識や技術を身につけておくことはとても大切です。子供達が、楽しみながら防災の知識や技術を身につけていく...そんな欲張りな願いをかなえてくれるもののひとつが、防災体験ウォークラリーです。家族の皆さんも、子供達と一緒に自分の住んでいる地域を歩きながら、危険箇所やいろいろな防災設備を確認したり、日ごろの訓練の成果を確かめたりしてみましょう。意外な発見があるかもしれません。

方法は、一般のウォークラリーと同じで、「自主防災マップ」等を基に設定されたコースを、交差点のみを記入した「コマ地図」などを頼りに歩き、途中のチェックポイントなどで与えられる課題を解決しながらゴールを目指します。実施の際には、次のようなことに留意しましょう。



コマ地図

- ウォークラリーでは、
- どこでも簡単に実施できる
- ルールが簡単で誰でもすぐ理解できる
- 誰でも気軽に参加できる

が基本です。

コースは「自主防災マップ」等を基に設定し、あまり広域とならないように。避難地をゴールとするなどの工夫をしましょう。

課題としては、地域や各自主防災組織の実情に見合った、適切なものを選びましょう。

(例1) これまでに行ってきた基本的な訓練の習熟度を確かめる課題

- バケツや消火器による初期消火
- 三角巾などを用いた応急手当て
- 負傷者の救出
- ロープの結び方

(例2) 地図を用いて危険箇所や防災施設を確認する課題、または、地図に危険箇所や防災施設を書き入れて地域の防災地図を作成する課題

- 危険箇所：ブロック塀、自動販売機、石灯籠、電柱 など
- 防災施設：避難地、消防団詰所、防災倉庫、消火栓 など

時間の設定や順位の決定については、ウォークラリーの目的、参加者や地域の実情に応じ、適宜定めてください。

ウォークラリーが円滑かつ効果的に実施できるよう、チェックポイント等の課題に応じて防災関係団体（消防団、災害ボランティアなど）の協力を得るようにしましょう。先にゴールしたチームを対象にした訓練を用意しておく、時間が有効に使えます。すべてのチームがゴールしたら、課題の解答を示したり、利用した資機材の使用方法を再確認する講習等を行ったりすると効果的です。

自然教室のような学校行事、地区別体育大会のような催事に併せて行うことも考えてみましょう。



ここがポイント

防災、消防団、災害ボランティアなどの協力を得て、できるだけ多くの皆さんに参加してもらいましょう。

内容によりますが、半日～1日かかります。

参加対象や地域の実情に応じた設定を工夫しましょう。

実行委員会などを組織して、計画的に取り組みましょう。

第 3 章

報告書編

自主防災組織活性化検討委員会報告書

(「協働(コラボレーション)による真の自主防災組織」を目指して)

第1 協働（コラボレーション）による地域防災活動の理念

1. 協働の理念と目的

様々な人々や機関・団体が共に力を合わせて災害に立ち向う「協働(コラボレーション)」による地域防災活動の推進
協働により災害時に真に地域を守る防災活動が展開できる自主防災組織づくり
協働による本県全体の地域防災力の強化と底上げ

「協働（コラボレーション）」とは、「様々な分野の人々が共に力を出し合って、ある一定の共通の仕事を成し遂げる」という意味の用語です。

大規模地震をはじめとする災害は、被災地に住む人々の年齢や性別、職業、生活状況に関係なく、広範囲にわたり同時に大きな被害をもたらします。したがって、地域の防災対策や災害復旧を進める上では、様々な人々や機関・団体が共に力を合わせて災害に立ち向う必要があります。

このことは、まさに「協働」の概念と一致するものであり、災害の規模が大きくなるほど、その意味合いも大きくなります。

東海地震の切迫性が強く指摘される中、地域防災活動の原点となる自主防災組織の活性化を図るためには、地域の人々の参画や協力、防災関係機関・団体との連携が必要であり、災害時に真に地域を守る防災活動が展開ができる自主防災組織づくりが重要となります。

この「協働」の概念を防災対策に生かし、普及を図ることにより、本県全体の地域防災力の強化と底上げを進めていくものです。

2. 基本方針

防災に関する知識と経験を有する人材の活用
防災に関する知識と経験を有する人材、企業（事業所）等と自主防災組織との連携
自主防災組織の連合化（ネットワーク化）

自主防災組織を活性化させ、地域防災力の強化と底上げを図るためには、防災士や消防団員、災害ボランティアなど防災に関する専門的な知識と経験を有する人材や企業（事業所）を活用し、地域住民だけでは十分に機能していない防災活動を補強することが必要と考えます。

また、これらの人材や企業（事業所）（以下、「防災関係団体等」）が、日ごろから自主防災組織と連携を図っておく必要があり、行政機関を含めた協働の体制づくりが求められます。

また、自主防災組織同士が連携を深め、連合化（ネットワーク化）を図ることで、情報の共有化と人的交流を促進し、地域防災力の強化と底上げにつなげたいと考えます。

3. 検討に当たって

地域防災活動における協働（コラボレーション）

東海地震を前提とした防災対策

災害の規模は第3次地震被害想定を基本

今回、協働の概念を取り入れ、普及を図る必要があるのは、自主防災組織を中心とする地域防災活動が前提となります。平常時、発災時の両方における防災活動を対象とします。

前提となる災害については東海地震によるものとし、その災害の規模は静岡県が平成13年5月に発表した第3次地震被害想定を基本とします。

防災関係団体等による地域貢献については、各々が有する能力を最大限発揮できることを期待します。とりわけ、企業（事業所）については、地域の一員としての認識に立ち、できる限り地域に協力することが求められます。

また、学校と自主防災組織の連携については、多くの学校が避難所に指定されているだけでなく、地域の一員として、児童・生徒が積極的に防災活動に参加することが期待されており、重要なテーマであると考えますが、詳細については、現在、県教育委員会による静岡県防災教育推進委員会において、検討が進められております。

第2 自主防災組織の現状と課題

大規模災害から地域住民の生命を守り、被害の拡大を未然に防ぐ最前線の防災活動組織
防災意識の高揚、防災訓練の実施など、地震に対する備えの徹底
情報収集や避難所の運営など、発災後の地域社会の復旧支援
静岡県の自主防災組織は日本一の組織率
課題として、地域防災活動の停滞と組織間の格差拡大

自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行うとともに、実際に地震が発生した際には、初期消火や被災者の救出・救助、情報収集、避難所の運営など大変重要な役割を担っています。

現 状

静岡県の自主防災組織は、昭和51年の東海地震後、県・市町村・県民が一体となって積極的に組織化が進められました。現在、県内に5,100組織が結成されています。加入世帯数は127万世帯で、県全体のおよそ98%（平成12年内閣府調べ）。これは全国一の組織率です。

東海地震のような大規模災害時は、行政を含む防災関係機関による救援活動だけでは到底不可能ですので、近隣地域の住民自らが力を合わせなければなりません。阪神・淡路大震災では、近隣の住民が初期消火や倒壊家屋からの救出・救助、避難所の運営など、直接地域住民の人命に関わる活動を行ったという実績があり、このことから本県が進めてきた自主防災組織の重要性があらためて認識されました。

県内の多くの組織が、防災訓練を中心に、防災資機材の保有、防災台帳の整備など様々な地域防災活動を展開し、一定の成果をあげています。

課 題

近年は、県民の防災意識の低下をはじめ、役員の高齢化、リーダーや後継者の不足、訓練のマンネリ化、住民の不参加・非協力など、地域防災活動の停滞と組織間の活動格差の拡大が懸念されています。

これらの問題を放置しておくことは、予想される東海地震に対応できず、不測の被害を招きかねません。今後は、組織の役員やリーダーはもとより、防災士や消防団員、ボランティアなど防災に関する知識と経験を有する人材や近隣の企業（事業所）と連携した地域防災活動の推進が必要と思われます。

第3 地域防災活動を担う防災関係団体等の現状と役割

防災に関する知識と経験を有する人材や団体については、防災士、消防団、災害ボランティア、企業（事業所）、その他（医療機関等）が考えられます。

これらの防災関係団体等は地域貢献として自主防災組織を支援し、また、自主防災組織はこれらの能力や機能、技術等を活用して自らの地域防災活動の充実に努めることが求められます。

1. 防災士

地域防災活動における新たな担い手
防災に関する豊富な知識の活用

(1) 現状

防災士は、静岡県が平成8年度から5年間実施した「防災総合講座」の修了生237人のことであり、その称号は静岡県が独自に授与したものです。

防災士の多くは、県・市町村の防災担当者（消防職員を含む）や防災関係企業の職員で、大規模災害に関する専門的な知識を体系的に修得しており、講演会や研修会の講師として、また、企業や地域における防災計画等の企画・立案の指導者として活躍しています。

平成12年2月に防災情報の共有や意見交換、地域防災への貢献を目的として、防災士会が設立されています。

(2) 役割（期待されること）

防災士は各々の所属での活動以外に、地域社会における自主的な防災活動が期待されています。防災士会の目的にも「防災士相互の連携を強化して地域の防災に貢献すること」と定められており、自主防災組織との連携は不可欠です。

具体的には、自主防災組織で主催する講演会や研修会、防災訓練に講師または指導者として参画し、地域の実情に応じた指導、助言を行うことが求められます。

2. 消防団

地域の実情に精通し、住民に最も身近な防災機関
防災に関する知識と経験、技術を基本とした指導力の発揮

(1) 現状

各地域には、市町村の消防機関である常設消防や消防団があり、災害の防除のため、その能力を最大限に発揮した活動が行われています。

消防団は地域住民により構成されていることから、地域の実情に精通していると同時に、市町村の消防機関として防災に関する豊富な知識と経験、技術を有しています。

しかし、近年、消防団員の減少傾向が続いており、消防団活動に対する地域住民の理解が求められています。

(2) 役割（期待されること）

消防団は、長年、災害現場の経験等から培ってきた防災に関する知識と技術を有しており、地域住民に対する防災上の指導力の発揮が期待されています。

消防団が自主防災組織との連携を進めることは、地域の防災力を高めることにつながります。

消防団は、住民に一番身近な消防機関として、住民の意識を最も的確に把握できる立場にあるので、それぞれの地域において、住民に分かりやすく、防災に関する情報提供や指導を行い、防災意識の高揚や技術の習得につなげていくことが求められます。

3. 災害ボランティア

全国各地における支援活動経験の活用
各種愛好団体等による専門的技術の活用
ボランティア活動拠点の運営

(1) 現状

阪神・淡路大震災では、3ヵ月間に延べ117万人のボランティアが集結し、避難所の運営を中心に大きな実績を残しました。

近年、NPOをはじめボランティアの活躍は顕著であり、社会全体における位置付けも年々大きくなっています。

静岡県では、東海地震が発生した際に、全国各地から駆けつける多くのボランティアを受け入れる体制づくりが必要と考え、平成8年度から「災害ボランティアコーディネーター」を養成してきました。現在、災害ボランティアコーディネーターは700人を超え、同静岡県協議会や地域別連絡会の組織を設立し、災害時に備えた活動に取り組んでいます。

また、日本赤十字奉仕団等の救援・救護団体やアマチュア無線愛好団体、バイク

愛好団体など、専門性を生かした防災活動を実践しているボランティアもあります。

(2) 役割（期待されること）

ボランティアは自主的活動が原則ですが、防災に関する専門的な知識や経験を有する人材や団体の場合は、防災士や消防団と同様、指導的な役割が期待されます。特に、応急手当や介護、避難所の運営などは実経験が重要であり、地域住民に対する指導力が求められます。

救援・救護団体やアマチュア無線愛好団体、バイク愛好団体などは、発災時はもとより、平常時において地域防災訓練に参加し、専門的な技術を発揮することが求められます。

ボランティアの中には、阪神・淡路大震災等で実際に支援活動を体験した人もいますので、これらの人は自主防災組織で主催する講演会や研修会に講師として参画し、体験談を話すことも期待されます。

また、災害ボランティアコーディネーターは、発災時において、県外から来るボランティアの受入調整作業を行い、自主防災組織との連絡調整を図りながら、ボランティア活動拠点の運営を担うことになっています。

4. 企業（事業所）.....

多くの社員、設備、資機材等を有している場合が多く、防災面での期待も大きい。

地域との関係を認識し、可能な範囲内での社会貢献が求められる。

社員に対する防災教育の充実

本来業務・サービスの安定稼働、早期復旧

(1) 現状

企業（事業所）は、地域住民の生活に深く関わる社会の構成員です。多様な業種や業態があり、規模も千差万別ですが、企業によっては、多くの社員・従業員や顧客、設備、資機材等を有しており、防災対策において何らかの社会的責任があると思われる。

従来、企業（事業所）の防災対策については、社員・従業員や顧客の安全確保及び財産保全などの面に重点が置かれてきました。消防法や大規模地震対策特別措置法の規定により、一定規模の事業を行う企業に対しては、各種の防災計画の作成等が義務付けられていますが、現状はこれらの防災対策の徹底を目標とするにとどま

り、周辺地域との関係については、これまでほとんど議論されていません。

東海地震の切迫性が強く指摘される状況にあつては、本来業務・サービスの安定稼働や早期復旧に加え、自主防災組織をはじめとする地域との関係を認識し、可能な範囲内での地域貢献が求められます。

また、社員・従業員は自主防災組織の一員でもあり、日ごろの防災教育を進めることが、社内外での防災活動の充実にもつながります。その意味では企業（事業所）の役割はとても大きいと言えます。

（２）役割（期待されること）

ア 製造業者

ある程度の規模を有する製造業者は、工場や倉庫、敷地、社員・従業員をはじめ、緊急用物資や資機材を保有していることから、緊急時には一時避難地としての敷地の開放、周辺地域への社員応援派遣、物資や資機材の供与・貸与が可能と思われれます。

これ以外にも、事業所の防災担当職員が講師や指導者として、近隣地域へ出向き、専門的な視点で訓練指導を行うことができます。

特に、市街地や住宅地に近い場所に立地する事業所は、周辺地域との連携が必要であると考えられます。

イ 建設・建築業者

建設・建築業者については、建築資材や重機（フォークリフトやブルドーザー等）を保有していることから、倒壊建物や大型廃材の移動または処分、道路上の障害物の除去に大きな力を発揮することが期待されます。

また、救出訓練時における資機材の貸与や建物の耐震指導など、平常時の防災対策指導も可能です。

阪神・淡路大震災では、倒壊した建物の下敷きによる犠牲者が大多数であったことから、建設・建築業の果たす役割は非常に大きいと言えます。

ただし、緊急輸送路の復旧作業や被災者用仮設住宅の建築資材調達などについては、あらかじめ業者が定められており、公の復旧事業が優先される場合があります。

ウ 小売業者

小売業者については、食料品や衣料品をはじめ、医薬品、身の回り品など、各種生活必需品の販売、供給を担うことから、住民にとって最も身近で不可欠な業種です。

とりわけ、コンビニエンスストアや大型ショッピングセンターは、全国ネットワークによる商品管理と配荷システムを行っており、発災時にも商品の調達が可能であると思われます。

生活必需品の供給は、あらかじめ締結された協定等により避難所に優先されますが、近隣地域の住民に対しても一定の供給がされることになっています。

エ その他の業種、業界

このほか、次の業種や業界団体も災害時に地域への貢献が可能と考えられます。
ガソリンスタンドや自動車修理業者；工具類の貸与
レッカー・クレーン業者；業務用車の派遣と活用
ホテル・旅館；観光客や県外からのボランティア等の受入れ
バス・タクシー；業務無線による情報収集・伝達

5. その他（医療機関等）.....

医療機関・医師による適正な救護所の運営、応急救護等の指導
学校による防災教育の推進、避難所の管理運営

1から4の防災関係団体等の他にも、自主防災組織との連携が求められる防災関係機関として、医療機関・医師（医師会）や学校などが考えられます。

医療機関・医師（医師会）の役割の重要性については言うまでもありませんが、自主防災組織との関係を考えて場合、必ずしも日ごろから連携が図られているとは限りません。

東海地震による大規模災害時においては、一度に多数の負傷者が発生し、通常の医療行為が不可能となりますので、特に地域に設置される救護所では、自主防災組織の協力なくして円滑な運営はできません。

このため、地域医療に携わる医療機関・医師（医師会）は、発災時の医療現場の状況を想定し、自主防災組織に対し、日ごろから応急救護やトリアージ(災害医療現場における負傷者の程度や治療の優先順位の判定を行うこと)の考え方についての指導を行うことが求められます。

学校については、多くが避難所に指定されているのみならず、発災時には児童・生徒が地域防災活動に参加することが期待されているため、児童・生徒に対する防災教育（防災訓練を含む）を行うとともに、避難地・避難所の管理運営、避難者への対応など地域防災活動の拠点の一つとして大きな役割が求められています。

第4 協働・連携の具体的方策

1. 防災士と自主防災組織

講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣
実践的な防災訓練の実施、指導（イメージトレーニングなど）
防災マニュアル・防災マップの作成指導、協力
家庭内対策指導

防災士と自主防災組織は、日ごろから連携を図り、防災士の専門的な知識を広く地域住民に伝え、防災に関する各種啓発活動を推進することが求められます。

また、防災体験ウォークラリーの実施など、多くの住民の参加が得られるような防災訓練の企画も重要です。防災士と組織のリーダーが相互に知識と知恵を出し合い、工夫を凝らしながら地域防災活動を展開することが求められます。

防災士は地域に出向き、その地域の特性や実情を踏まえた防災対策の指導を行うとともに、家庭内対策の個別指導を行うことも可能と思われます。

なお、防災士の多くは防災関係機関の職員であることから、発災時には本来の業務に専念する必要があり、実質的に地域に助力することは期待できません。したがって、自主防災組織は平常時における連携を深めておく必要があります。

想定される協働・連携方策

	平 常 時	発 災 時
講演会・研修会・出前講座等の開催（講師派遣）	<ul style="list-style-type: none">地震のメカニズム東海地震の切迫性地域特性を踏まえた被害想定と防災対策の解説	
実践的な防災訓練の実施、指導	<ul style="list-style-type: none">イメージトレーニング（図上訓練）の実施工夫を凝らした訓練の実施	
防災マニュアル・防災マップ等の作成指導、協力	<ul style="list-style-type: none">訓練手順等のマニュアル作成防災施設場所や危険区域の把握災害弱者世帯等の把握図作成各種台帳の整備	
家庭内対策指導	<ul style="list-style-type: none">耐震補強、家具固定、食料備蓄、非常持出品、安否確認、避難方法等についての個別指導	

2. 消防団と自主防災組織

講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣
 実践的な防災訓練の実施、指導（初期消火、救出・救助、応急救護など）
 防災マニュアル・防災マップの作成指導、協力
 家庭内対策指導

消防団と自主防災組織は、初期消火訓練や救出・救助訓練などにおいて連携の実績があり、従来から協働の必要性が認識されてきました。

消防団は、消火や救命など住民の生命に直結する防災活動を実践しているため、これらのノウハウを自主防災組織と共有することが求められます。

防災訓練はもとより、防災資機材の操作方法講習などのほか、防災マップの作成や自主防災組織リーダーの育成、家庭内対策の徹底に連携体制が求められます。

なお、発災時には、消防団員は消防団長の指揮・命令に従って消防活動（本来業務）に専念する義務があるため、必ずしも地元の消防団員が最寄りの地域に貢献できるとは限りません。したがって、自主防災組織は平常時における連携を深めておくとともに、OBとの連携に努めておくことも求められます。

想定される協働・連携方策

	平 常 時	発 災 時
講演会・研修会・出前講座等の開催（講師派遣）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策や危機管理 ・ 地域防災活動のあり方 ・ 地域特性を踏まえた被害想定と防災対策の解説 	
実践的な防災訓練の実施、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火（消火器・可搬ポンプ使用指導） ・ 応急救護（止血・心肺蘇生指導） ・ 救出救助（工具類使用指導、救出方法指導、搬送方法指導） ・ 防災資機材の操作訓練 	
防災マニュアル・防災マップ等の作成指導、協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練手順や資機材使用方法等のマニュアル作成 ・ 防災施設場所や危険区域の把握 ・ 災害弱者世帯等の把握図作成 ・ 各種台帳の整備 	
家庭内対策指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強、家具固定、食料備蓄、非常持出品、安否確認、避難方法等についての個別指導 	

3. 災害ボランティアと自主防災組織

講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣
 避難所の運営
 専門技術等の活用（バイク団体、アマチュア無線団体など）
 県外ボランティアの受入調整

阪神・淡路大震災での実績から、災害ボランティア活動は、避難所の運営支援、災害弱者の救護、炊き出しなど、地域に密接に関わるものがほとんどです。このため、平常時の訓練はもちろん発災時においても、自主防災組織との連携は大変重要であり、効果的な作業分担が求められます。

したがって、日ごろから、赤十字奉仕団やアマチュア無線愛好団体、バイク愛好団体、大工の会など、専門性を有する団体と合同で訓練を行い、発災時にその技術等が発揮されるようにしておく必要があります。

また、ボランティアの受入調整を行い、必要な指示を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携も不可欠です。特に、県外からのボランティアは地理に不案内で、補助的な立場にありますので、自主防災組織からの的確な指示や地域独自の情報提供を行うことも大変重要となります。

想定される協働・連携方策

	平 常 時	発 災 時
講演会・研修会・出前講座等の開催（講師派遣）	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災等の経験談や教訓アドバイス ・専門的観点からの防災対策指導 	
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護 ・災害弱者の保護（障害者、要介護者、難病者、外国人通訳など） ・炊き出し ・物資搬送、配給 	
専門技術等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク愛好団体による災害状況目視、緊急物資搬送 ・アマチュア無線愛好団体による情報交信 ・救援救護団体による応急救護 ・外国語通訳や手話通訳 ・建築関係者による耐震指導、救出救助 	など
県外ボランティアの受入調整	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から参集するボランティアの受入れ、案内・指示、各種調整 	

4. 企業（事業所）と自主防災組織

物資や資機材等の活用（供与・貸与）
 敷地・施設の開放
 社員教育、社員応援派遣
 周辺地域との合同防災訓練の実施
 独自情報システムを活用した情報収集や提供

発災時には、企業（事業所）の多くが操業・営業を止め、一時的に社員・従業員を帰宅させる方針をとっていますが、社員・従業員は自宅に帰れば自主防災組織の一員であることから、間接的には自主防災組織との連携につながります。

しかし、周辺地域で緊急を要する事態が発生した場合は、社員・従業員を社外（周辺地域）に派遣し、消火や救出・救助などの応援を行うことが求められます。このため、周辺の自主防災組織とは合同で訓練を行うなど、日頃から十分コミュニケーションをとっておく必要があります。

資機材の供与・貸与や敷地開放についても同様で、例えば、自主防災組織からの要請に対応する窓口はどこか、何が供与・貸与の対象となるのか、などの基本的事項は事前の取り決めが必要です。また、自動車や重機車両については、現物があっても運転できる人がいなければ使用できません。誰がどう運転手を手配するかは事前に決めておかなければなりません。

さらに、企業（事業所）が社員・従業員を地域に応援派遣する場合には、労務災害の問題があり、無条件に地域貢献できるとは限りません。自主防災組織は企業（事業所）側の事情を理解しておくことも求められます。

想定される協働・連携方策

	平 常 時	発 災 時
物資や資機材の活用(供与・貸与)	・水、非常食、什器類、衣類、工具類、重機車両、自動車、医療・医薬品、消防機材、発電機、照明器具、テントなど	
敷地・施設開放	・地域との合同防災訓練会場に利用	・避難地、避難所利用 ・緊急物資等の一時保管
社員教育 社員の応援派遣	・社員に対する防災教育 ・防災担当職員が地域に出向いての防災訓練指導	・初期消火、救命救護、救出救助、災害弱者保護などの応援派遣
周辺地域との合同防災訓練実施	・周辺地域との合同防災訓練の実施 ・地域防災訓練への協力	
情報の収集や提供		・企業独自の情報システムを活用した情報の収集や提供

5. その他（医療機関等）と自主防災組織

- （医療機関等）負傷者の応急救護や搬送、トリアージ協力
- （学 校） 避難所の管理運営、避難者への対応

発災時における医療現場の混乱を少しでも回避するためには、医療機関・医師(医師会)と自主防災組織との連携が不可欠です。とりわけ、負傷の程度を振り分け、治療の優先度を明らかにするトリアージの徹底は重要です。このトリアージが適正に行われないと、治療を必要とするはずの重傷者が放置されてしまうことにもなりかねません。

自主防災組織は、負傷者を最寄りの救護所へ搬送したり、応急救護を行ったりする役割があります。さらに、軽傷者の手当やトリアージの協力を行うことが求められます。

また、発災時に備え、日ごろから両者が合同で応急救護や簡易トリアージ、救護所への搬送などの訓練を進める必要があります。

なお、難病者や要介護者などの対応については、自主防災組織が該当者のプライバシーに十分配慮しつつ、居住や症状等の把握に努め、発災時に適切な対応が取れるようにしておかなければなりません。

想定される協働・連携方策

	平 常 時	発 災 時
応急救護、救護所等への搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護（軽傷者の手当て） ・ トリアージ ・ 救護所等への負傷者搬送 	
災害弱者保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者の状況把握（難病者、要介護者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者の保護、適切な対応

学校と自主防災組織との協働・連携については、県教育委員会による静岡県防災教育推進委員会においても別途検討中ですが、特に自主防災組織との連携が必要と思われる方策は次のとおりです。

想定される協働・連携方策

	平 常 時	発 災 時
避難所の管理、運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の管理運営体制づくり ・ 避難所における役割、業務分担の整理 ・ 避難者への対応 	
児童・生徒に対する防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒に対する防災教育 ・ 地域との合同防災訓練実施 	

第5 地域防災力の強化に向けて（協働の仕組づくり）

前章で掲げた協働・連携の具体的方策を実現するためには、県内の自主防災組織と各防災関係団体等が相互に連絡を取り合い、必要に応じて会合を催したり、合同訓練を実施するなど、具体的な行動を起こさなければなりません。

また、協働による地域防災活動の普及を広く周知・啓発するために、自主防災組織をはじめとする全ての関係者が、様々な機会を活用して情報提供するなど、積極的に普及を呼びかけることが求められます。

1. 自主防災組織と防災関係団体等との連絡、交流促進

自主防災組織と防災関係団体等を結ぶ窓口の充実、普及
協働に取り組む企業（事業所）の事前登録制の普及
自主防災組織と防災関係団体等を結ぶ会議等の設定

（1）自主防災組織と防災関係団体等を結ぶ窓口の充実、普及

県内5,100の自主防災組織が積極的に協働・連携を進めるためには、相手方となる防災関係団体等と容易に連絡し合うことができる体制が求められます。具体的には、両者を結び付ける連絡先となり、仲介・紹介を行うことができる窓口の充実や普及が考えられます。

防災士については、防災士会を窓口として普及する必要があるとあり、その事務を防災情報研究所が支援することが望まれます。

消防団については、県消防協会や各市町村の消防本部・消防署（常設消防がない場合は市町村消防担当課）の連絡先を普及しておく必要があります。

ボランティアについては、県ボランティア協会が窓口として位置付けられます。また、同協会が作成した「災害時のボランティア受入れ手引き」（平成13年3月発行）に、防災関係ボランティア団体が掲載されていますので、この掲載団体に直接連絡することができます。

災害ボランティアコーディネーターについては、県ボランティアコーディネーター連絡協議会が設立され、東部・中部・西部地域別に構成されていますので、これらの事務局が窓口となります。

企業（事業所）の場合は、全体を取りまとめる適当な機関がありませんので、仲介・紹介窓口として、県行政センターや市町村、商工会議所等を検討することになります。特定の業種や業界については、事業組合や協会、本部（本社）を通じて普及の推進を図る方法も考えられます。

(2) 企業（事業所）の事前登録制

企業（事業所）については、県内に数万の事業所があり、防災との関わりは様々です。防災士や消防団、災害ボランティアとは異なり、防災活動を前提とした名簿が作成されている訳ではありません。

そこで、企業（事業所）については、地域防災活動に貢献し、自主防災組織との協働・連携に理解があり、効果的と思われる企業をあらかじめ募集し、登録しておく「事前登録制」を普及することが効果的と思われます。

登録内容は、防災面で地域貢献できることや発災時に向けて用意してあることなど、できる限り具体的な項目とし、また、連携の相手方が決まっている場合には、事前に協定を締結しておくことが望まれます。

なお、協働の概念を踏まえた地域貢献活動や事前登録制の実施については、商工会議所や労働基準協会連合会などの組織を活用した普及が効果的と思われます。

(3) 自主防災組織と防災関係団体等を結ぶ会議等の設定

行政機関、自主防災組織、防災関係団体等は、相互に密接な関係を形成し、維持していくことが必要です。

そのためには、各々が積極的に合同防災訓練を実施するとともに、具体的に連携協議会や連絡会議等を主催し、相互に意見交換できる会議の設定を進めることが求められます。

また、会議のみに限らず、各種イベントの機会を活用し、防災をテーマに話し合うのも効果的です。特に、事業所と周辺自主防災組織については、地域のイベントや祭りを契機に、連携体制づくりに取り組むことが求められます。

2. 地域防災活動の指導者の活用

消防団OBや看護婦OGなどの人材活用
指導者用マニュアルの作成と活用

自主防災組織が日ごろ行っておく業務の中に、地域に在住する防災に関する知識と経験を有する人材の台帳を作成し、発災時にはその人と連携して防災活動に取り組むという内容が示されています。

自主防災組織は常に消防団OBや看護婦OGなどの技能者の把握に努め、連携を深めておく必要があります。防災士やボランティア活動者、企業関係者の存在についても同様です。これらの人材は地域防災活動の指導者、協力者として活躍が期待されます。

また、防災に関する知識と経験は持っているが、人前で話をしたり、指導することが不安という人のために、指導者用マニュアルを作成し、活用を図ることも重要です。とりわけ、防災士用講演マニュアルの作成については、防災士会で工夫を重ね、普及を図ることが求められます。

3. 自主防災組織の連合化（ネットワーク化）.....

自主防災組織の連合化（ネットワーク化）
情報の共有化や人的交流、組織同士の協働

自主防災組織の活性化には、組織同士の協働・連携も求められます。標準的な組織は概ね200～300世帯で構成されていますが、自主の精神に基づきその規模は様々です。

しかし、現実の問題として組織間の活動格差が拡大していることから、今後は組織同士が協働・連携を図り、防災情報の共有化と人的交流を図ることで、全体の地域防災力の底上げを図る必要があります。

組織同士の連合化（ネットワーク化）は、合同訓練の実施などにおいて効果があるだけでなく、発災時にも助け合うことができます。

例えば、津波危険区域の住民が他の地域に避難する場合、必然的に他の自主防災組織に関わることが予想されますので、関係の自主防災組織同士が共に助け合わなければなりません。

したがって、組織が単独で地域防災活動を行うのではなく、広く連合化（ネットワーク化）を進めながら、地域防災力の強化を図る必要があります。

4. 協働型モデル防災訓練の実施

協働の概念を取り入れた実践的な訓練
新たな試みとなる訓練

静岡県が実施している12月の地域防災訓練は、突発型の地震に対応した自主防災組織主導の防災訓練ですが、年々マンネリ化が進み、参加者も減少傾向にあります。そこで、従来の訓練を見直し、実際の発災時にできる限り近い状態で訓練を行う必要があります。

今後は、協働の概念を取り入れた実践的な訓練や、ゲーム性を取り入れた訓練、企業（事業所）との合同訓練など、新しい試みがモデルとして求められます。

考えられる協働型モデル訓練の例

ア 発災から避難までの状況を想定した時系列行動訓練

地震発生後、自宅から避難所へ集合するまでの一連の行動を、想定される被害の内容を時系列的に検証しながらイメージトレーニングするもの。自宅での対応を防災士や消防団員がチェックしたり、避難所の作業をボランティアが参加することで、協働型訓練にもなります。

イ ゲーム性を取り入れた訓練

防災ウォークラリーなど、チェックポイントに様々な訓練メニューを用意し、楽しみながら防災について学習する防災訓練。チェックポイントごとに、防災士、消防団などの協力を得ることにより協働型訓練になります。

また、地域で実施する運動会やレクリエーション等の行事において、バケツリレーや障害物除去など、防災訓練メニューを取り入れた競技を行うことも効果的です。

ウ 企業（事業所）との合同訓練

事業所の広大な敷地を会場にした訓練。

主に大規模な事業所と周辺地域が合同訓練を行う場合、事業所敷地内のどの建物に防災担当者があるのか、貸与される資機材はどこにあるのか、緊急時の一時避難地はどこか、などの取り決めを行っておく必要があります。

また、企業（事業所）が実施する社内防災訓練に、周辺自主防災組織が参加することも効果的です。

エ 避難所の運営訓練

避難所の運営については実際の災害実績がないことから、従来訓練メニューに取り入れられませんでした。今後は、ボランティアの協力を得て、避難所に住民が集まってきたことを想定した設営・運営訓練を行う必要があります。訓練メニューの中に、県外ボランティアの受入調整等を加えることで、実践的な協働型訓練になります。

第6 行政の役割と支援

県、市町村など行政機関は、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活性化を促進しなければなりません。

このため具体的には、前章までに掲げた内容を着実に支援、推進することが求められます。

1. 自主防災組織と防災関係団体等との連絡調整

自主防災組織と防災関係団体等を結ぶ機会の設定
自主防災組織の連合化（ネットワーク化）の推進

まず、早急を実施すべき施策は、自主防災組織と防災関係団体等を結び付け、共に意見交換したり、情報を共有化したりする機会を設けることです。この会議等の開催が軌道に乗れば、両方が定例的に情報交換を密にすることができます。

このような施策は経費面での負担は少なく、早急の実施が可能です。特に、企業（事業所）と自主防災組織との連絡調整を図るには、行政機関による会議等の設定が有効と思われる。

また、自主防災組織の連合化（ネットワーク化）を図り、最新かつ重要な防災情報の共有化や、リーダーを中心とする人的交流の活発化を促進することが求められます。連合化（ネットワーク化）は、市町村単位、県行政センター管内単位で組織化または体制づくりが必要と思われます。将来的には県全体の連合化も念頭に入れる必要があります。

2. 助成制度（補助金）の活用促進

大規模地震対策等総合支援事業補助金等の助成制度の活用促進

自主防災組織の活性化を目的とする各種の事業については、県の大規模地震対策等総合支援事業補助金が受けられることになっています。

この補助制度は、地震対策事業等を実施する市町村、一部事務組合に対して助成するもので、施設整備だけでなく、防災訓練や啓発、防災教育などの事業にも適用になります。

適用の対象となる事業の中で、地域総合防災推進事業については、協働・連携を推進するために必要となる施策が掲げられていますので、この補助金を積極的に活用すべきです。

また、県も協働を踏まえた地域防災活動を促進するため、適宜、助成制度の見直しを行うなど、積極的な活用の普及を図ることが求められます。

なお、補助制度とは異なりますが、企業（事業所）が物資や資機材を提供した場合の費用負担等について、経理処理上の優遇制度創設を求める声もあり、今後、税制面での検討が求められます。

3. 防災訓練の企画立案、指導

実践的で効果的な防災訓練の企画立案、指導

行政機関の役割として防災訓練の企画立案、指導は欠かせません。

新たな形態の防災訓練を行う場合、自主防災組織だけでは十分な企画ができないことが予想されますので、行政機関が支援する必要があります。

従来、防災訓練はいずれかの会場を拠点に、様々な訓練内容をシナリオに従って実施するという形態が主流でしたが、今後は、実際の発災時を想定した実践的な訓練（イメージ訓練）や、活動の目的やテーマを絞った分野別訓練、前述の協働型モデル防災訓練などを効果的に実施することが求められます。

また、各地の事例を収集し、地域防災活動の参考となるよう情報提供を絶やさないことも重要です。

4. 災害ボランティア活動の支援

災害ボランティア活動拠点の整備、運営支援

災害時におけるボランティアの受け入れが円滑にとり行われるようにするため、ボランティア活動の拠点が必要となります。

県や市町村のボランティア活動の拠点は、設置場所の提供のみならず、運営に必要な事務用品や生活用品、通信機器、資機材などが配備されていなければなりませんので、これらの準備については必要に応じ行政機関の支援が求められます。

5. 地域防災活動指導者の育成・養成

防災に関する知識と経験を有する多様な人材の活用

自主防災組織に対し第三者的に指導、助言できる人材の養成

自主防災組織の活性化を進め、地域防災力を強化するためには、防災情報等の周知・啓発だけでは徹底は図れません。特に、協働を推進するためには、組織の役員やリーダー

一の活躍はもとより、防災士、消防団員、防災関係機関OBなどの人材を活用することが求められます。

今後は、組織のリーダー育成・養成に加え、自主防災組織に対し、第三者的に指導、助言できる人材の養成と支援が求められます。

これらの指導者による活動がうまく機能すれば、家庭内対策や隣組レベルの防災対策など基本的な地域防災活動を指導することが可能となる上、複数の組織を巡回指導する活動メリットを生かして、広く情報を収集することができます。これらの情報は自主防災組織のネットワーク化により、他の多くの組織にも提供が可能となり、全体的な地域防災力の底上げにもつながります。

おわりに

静岡県民にとって、未曾有の試練をもたらすことが予想される東海地震の切迫性が強く指摘されております。

今回の委員会で提案された協働（コラボレーション）の具体的方策については、各々の地域特性や自主防災組織の実情に応じて、今後の地域防災活動の指針や参考として活用していただきたいと思っております。

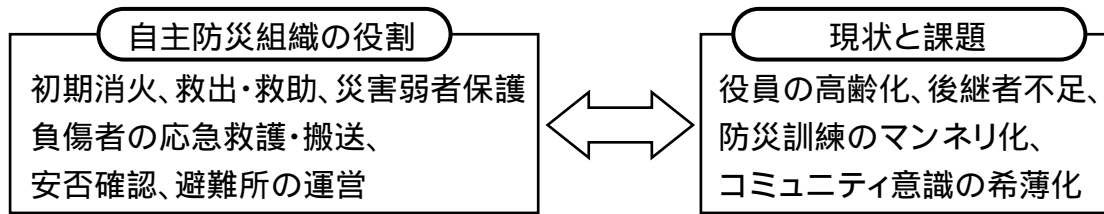
また、これらの方策が実現し、真の自主防災組織となるためには、何よりも関係者の熱意や意欲が不可欠です。東海地震は避けることはできませんが、努力によって被害を最小限に抑えることは可能です。激甚災害が予想される東海地震に立ち向かうために、今こそ、行政機関、防災関係団体、企業（事業所）をはじめ、県民の全ての総力を結集することが求められます。

第 4 章

報告書編

報告書付属資料

協働(コラボレーション)による自主防災組織の活性化の概念



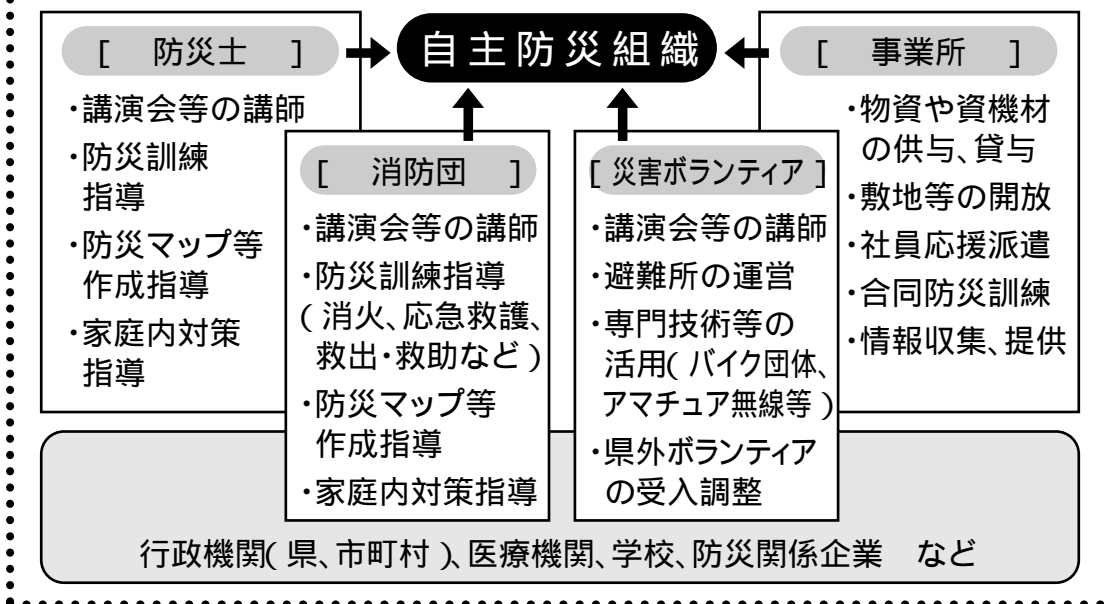
防災の知識と経験を有する人材等を活用した地域防災力の強化



様々な人、機関、団体が共に力を合わせて、
東海地震に立ち向う地域防災活動の姿

災害時に真に地域を守る防災活動が展開できる自主防災組織づくり

協働(コラボレーション)



協働による自主防災組織の活性化を図るために

- ・自主防災組織と防災関係団体等との連絡、交流促進
- ・地域防災活動の指導者の活用
- ・自主防災組織の連合化(ネットワーク化)
- ・協働型モデル防災訓練の実施

など

自主防災組織と主な防災関係団体等との協働・連携方策の例

	平常時・訓練時	災害発生時・緊急時
<p>防災士</p>	<p>講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣 防災に関する知識を活用した最新情報の提供、地震のメカニズムや東海地震の切迫性の解説、地域特性を踏まえた被害想定と防災対策の解説 実践的な防災訓練の実施、指導 イメージトレーニング（図上訓練）の実施、工夫を凝らした訓練の実施 防災マニュアル・防災マップ等の作成指導、協力 訓練手順等のマニュアル作成、防災施設場所や危険区域の把握、災害弱者世帯等の把握図作成、各種台帳の整備 家庭内対策指導 耐震補強、家具固定、備蓄・非常持出品、安否確認、避難方法等の個別指導</p>	
<p>消防団</p>	<p>講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣 防災対策や危機管理、地域防災活動のあり方の指導 地域特性を踏まえた被害想定と防災対策の解説 実践的な防災訓練の実施、指導 初期消火訓練、応急救護訓練、救出・救助訓練、防災資機材の操作訓練 防災マニュアル・防災マップ等の作成指導、協力 訓練手順や資機材使用方法等のマニュアル作成、防災施設場所や危険区域の把握、災害弱者世帯等の把握図作成、各種台帳の整備 家庭内対策指導 耐震診断、家具固定、備蓄・非常持出品、安否確認、避難方法等の個別指導</p>	
<p>災害ボランティア</p>	<p>講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣 阪神・淡路大震災等の経験談や教訓アドバイス、専門的観点からの指導 避難所の運営訓練の実施 応急救護訓練、災害弱者保護、炊き出し訓練、物資の搬送・配給訓練 専門技術等の活用 バイク愛好団体による災害状況目視・緊急物資搬送訓練 アマチュア無線愛好団体による情報発信訓練、 救援救護団体による応急救護訓練 県外ボランティアの受入調整訓練 県外から参集するボランティアの受入訓練</p>	<p>避難所の運営協力 応急救護、炊き出し、物資の搬送・配給、避難者への情報伝達、 災害弱者保護（要介護者、障害者等）、外国語通訳、手話通訳 専門技術等の活用 バイク愛好団体による災害状況目視・緊急物資搬送 アマチュア無線愛好団体による情報発信 救援救護団体による応急救護 県外ボランティアの受入調整 県外から参集するボランティアの受入、案内・指示、各種調整</p>
<p>企業(事業所)</p>	<p>敷地・施設の開放 地域との合同防災訓練会場に利用 社員教育 社員に対する防災教育、防災担当職員が地域に向いているの防災訓練指導 周辺地域との合同防災訓練の実施 周辺地域との合同防災訓練の実施、地域防災訓練への協力</p>	<p>物資や資機材の活用（供与・貸与） 水、非常食、什器類、衣類、工具類、重機車両、自動車、医療・医薬品、消防機材、 発電機、照明器具、テントなど 敷地・施設の開放 避難地・避難所利用、緊急物資等の一時保管 社員の応援派遣 初期消火、救命・救護、救出・救助、災害弱者保護などの応援派遣 情報の収集や提供 企業独自の情報システムを活用した防災情報の収集や提供</p>

< 協働・連携方策の具体的内容 > 1

連携の主体	(自主防災組織) と (防災士)	
主体の役割	防災訓練の実施、地域の実態把握 家庭内対策の促進	
	防災に関する知識の活用、訓練指導 家庭内対策などの個別指導	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会、研修会等の講師 ・ 訓練の指導、助言 ・ 地域住民への防災意識啓発 ・ 家庭内対策の個別指導 ・ 防災情報の提供、解説 ・ 各種防災マニュアルや防災マップの作成協力 		

連携の主体	(自主防災組織) と (消防団)	
主体の役割	最も身近な防災機関として、日頃から連携を図る。 地域の団員やOBの把握に努める。	
	消防団の持つ知識・技術・経験を活用して、自主防災組織に対する 各種の指導を行う。	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災訓練の実技指導 (初期消火、救出・救助など) ・ 応急救命講習の実施 ・ 防災資機材の点検と操作指導 ・ 各種防災マニュアルや防災マップの作成協力 ・ 地域の危険物や消防水利、防災倉庫、避難地等の位置把握 		

< 協働・連携方策の具体的内容 > 2

連携の主体	(自主防災組織) と (災害ボランティアコーディネーター)	
主体の役割	地域の災害ボランティアコーディネーターの把握と連携 県外ボランティアの受入時の役割分担	
	地域防災訓練への積極参加 避難所の設営・運営の補助、協力	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会議や合同訓練の実施 ・ 県外からのボランティアの受入訓練の実施 ・ 避難所の設営や運営訓練の実施 ・ 備蓄防災用品の把握と防災マップづくり ・ 情報伝達訓練の実施 ・ 阪神・淡路大震災等の実際の体験談の講演 ・ 災害弱者支援 		

連携の主体	(自主防災組織) と (救護ボランティア)	
主体の役割	救護ボランティアに所属している会員や看護婦OGの把握	
	救命救護の指導	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災訓練での応急救護、救命講習の実施 ・ 発災時の応急救護、救命救護 ・ トリアージ協力 ・ 要介護者等の支援、保護 		

< 協働・連携方策の具体的内容 > 3

連携の主体	(自主防災組織) と (救援バイクボランティア団体)	
主体の役割	地域の被災状況の把握	
	被害情報の巡回目視、緊急物資の搬送	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の被災状況の巡回目視 ・ 防災情報の提供 ・ 緊急物資の搬送 		

連携の主体	(自主防災組織) と (アマチュア無線団体)	
主体の役割	アマチュア無線団体に所属している会員の把握と日頃の連携	
	防災情報の交信	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話が不通になった場合の地域情報の発信及び外部情報の受信 ・ 情報交信訓練の実施 		

< 協働・連携方策の具体的内容 > 4

連携の主体	(自主防災組織) と (製造業事業所)	
主体の役割	協働に賛同する事業所の事前把握と防災担当者との連携	
	豊富な資機材や物資の供与・貸与、社員の応援、広大な敷地の開放、合同訓練の実施などによる地域貢献	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工具、重機、発電機などの資機材の貸与 ・ 工業用水や消火器などの供与 ・ 社員の応援派遣 ・ 敷地、グラウンドの一時避難地としての開放 ・ 社員の防災教育 ・ 合同防災訓練の実施 		

連携の主体	(自主防災組織) と (小売業、生協)	
主体の役割	避難所等での必要物資の把握 購入パニックの抑制	
	物資調達確保、適正供給 防災情報拠点としての情報掲示	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の適正供給と避難所への配分 ・ 地域における防災情報の提供 		

連携の主体	(自主防災組織) と (ガソリンスタンド)	
主体の役割	周辺での火災発生防止、周辺道路情報の提供	
	資機材の貸与、従業員の応援派遣・応急救護 緊急車両への安定給油	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) ・ 工具類の貸与 ・ 緊急車両、救援バイクボランティア団体等の車両への優先的燃料供給 ・ 周辺住民の家族の安否情報掲示		

連携の主体	(自主防災組織) と (特殊車両業界)	
主体の役割	合同訓練の実施、地域にある業者の把握・連携	
	業務用重機・車両の活用 地域防災訓練への参加協力	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) ・ 合同訓練の企画 ・ クレーン車、レッカー車等の作業車の活用 ・ 倒壊した建物の除去による救出救助 ・ 避難路上の障害物の除去 ・ 応急手当、救命の協力		

< 協働・連携方策の具体的内容 > 6

連携の主体	(自主防災組織) と (バス・タクシー会社)	
主体の役割	地域の状況把握、事前の連携	
	無線を使った被災情報の伝達	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) ・ 地域の被災状況を行政機関等へ伝達 場合によっては、自主防災組織からの各種要請を交信		

連携の主体	(自主防災組織) と (宿泊施設)	
主体の役割	避難場所として使用できる施設の把握と事前の連携 日用品、医薬品等の確保	
	屋内避難地としての施設開放	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) ・ 観光客や災害弱者等の避難受け入れ ・ 施設利用者の避難生活管理 ・ 日用品、医薬品等の確保		

< 協働・連携方策の具体的内容 > 7

連携の主体	(自主防災組織) と (防災資機材取扱業者)	
主体の役割	業者の把握と連携 地域に配備・備蓄されている物資、資機材の維持管理	
	防災関係用品の物資調達と安定供給 地域に配備・備蓄されている物資、資機材の維持管理	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器や資機材、非常食などの防災用品を扱う業者の把握 ・ 平常時からの連絡調整 ・ 定期的な資機材の点検 (メンテナンス) ・ 地域防災訓練での資機材使用指導 		

連携の主体	(自主防災組織) と (特定用品販売業者)	
主体の役割	業者の把握と連携	
	災害弱者用の物資調達と安定供給	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、難病者、要介護者向けの日用品、医薬品等の確保 ・ 調達された物品の円滑で適正な配布 		

連携の主体	(自主防災組織) と (医療機関・医師会)	
主体の役割	応急救護、トリアージの協力、重傷者等の搬送 軽傷者の手当て、避難所、救護所周辺での混乱防止	
	応急救護、トリアージの指導	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) ・ 応急救護、トリアージ実施 (訓練時、発災時) ・ 重傷者等の搬送、受入れ (訓練時、発災時) ・ 避難所、救護所周辺での混乱防止 (発災時) ・ 避難所と救護所との間の情報伝達 (発災時)		

連携の主体	(自主防災組織) と (学 校)	
主体の役割	避難所運営体制づくり、避難所の業務分担整理 子供たちに対する防災指導	
	避難所の業務分担整理、避難所施設の管理 子供たちに対する防災教育	
考えられる連携の内容	平常時 (訓練時)	発 災 時
(具体的内容) ・ 避難所の開設と円滑な運営体制の検討 ・ 相互の業務分担の整理 ・ 子供たちに対する防災教育 ・ 合同防災訓練の実施 ・ 避難者への適正な対応		

< 協働による自主防災組織の活性化に向けた仕組づくり > 1

仕組みの名称	防災士会の活動充実
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織からの講師派遣依頼に対応する窓口となる防災士会の充実（事務局の運営） ・ 防災士の派遣体制を整備するための東中西部地域別の組織編成 ・ 人材派遣体制の整備
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士の約7割が加入しており、全体の意思統一が図りやすい ・ 講師等の派遣が容易
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士会の知名度拡大 ・ 防災士会の運営経費の確保、捻出
必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局運営費、事務費

仕組みの名称	講師養成のための「講師マニュアル」の作成
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士全員が利用できる「講師マニュアル」の作成 ・ 定期的な防災研修の実施 ・ 講師派遣体制の整備
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師をする場合の基準（レベル）の明確化 ・ 講師派遣体制の向上、講師受諾促進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新防災情報の入手経路の確立 ・ 防災士の研修、勉強会の開催
必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル印刷経費 ・ 研修会、勉強会の開催経費 ・ 講師、指導者派遣体制の広報費

< 協働による自主防災組織の活性化に向けた仕組づくり > 2

仕組みの名称	消防団と自主防災組織との調整窓口と団員派遣体制の整備
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部や役場の消防団担当課に、自主防災組織から要請に応える連絡窓口を設定する。 ・ 訓練指導等の要請があった場合、適当な団員を派遣
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口の一本化によりアクセスが容易となる ・ 都合のよい団員を選定できる
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての消防本部、役場での統一的な運用
必要経費	

仕組みの名称	消防団関係の各種訓練計画に協働型訓練を盛り込む
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団から自主防災組織に対し、訓練計画や年間計画の作成を依頼する際に、協働型訓練内容を盛り込む ・ 訓練の企画など定例的な連携会議を開催 ・ 協働型訓練の実施
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日ごろの連携強化の促進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災訓練や地域防災訓練時における消防団の負担
必要経費	

< 協働による自主防災組織の活性化に向けた仕組づくり > 3

仕組みの名称	災害対応ボランティア団体の登録制による活用
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に地域貢献する意欲のあるボランティア団体を事前に登録化 ・ 登録データを広くPRし、活用を普及促進
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別、目的別に連携を図る相手方の団体が判明
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織とボランティア団体との積極的な連絡調整
必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録データの作成費、広報費

仕組みの名称	アマチュア無線活用体制の整備
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に通信不能に陥った場合、代替通信手段となるアマチュア無線を利用 ・ 日ごろから自主防災組織単位に専属の無線士を配備する体制にしておく
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信不能時の代替通信手段の確保
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専属的な人的配備ができるか ・ 無線使用の経費や負担の補償
必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ アマチュア無線愛好団体への謝礼、協力費

< 協働による自主防災組織の活性化に向けた仕組づくり > 4

仕組みの名称	商工会議所・商工会主体の防災啓発
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所等が主導して企業の防災対策の推進を図る。 ・ 会議所内に防災対策研究会などを設置して、会員自ら防災対策を研究 ・ 企業向けの防災教育資料の作成と配布 ・ 企業防災講演会、研修会等の主催 ・ 自主防災組織との積極的な連携
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業（社員）の危機管理意識の高揚 ・ 地域貢献の促進 ・ 発災時の買い物パニック、便乗値上げ防止
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の意識、関心の低さ ・ 防災関係行政機関との連携
必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議、講演会等の開催費 ・ 資料作成費

仕組みの名称	防災資機材や物資を地域に提供した場合の優遇税制創設
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に防災資機材や物資を地域に提供した場合の経理上の取り扱いを優遇 ・ 税法上の特典を創設
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度支援による企業の取組促進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の改正（国等への要望） ・ 企業と自主防災組織との連携実績の少なさ
必要経費	

< 協働による自主防災組織の活性化に向けた仕組づくり > 5

仕組みの名称	自主防災組織同士の連携強化
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の自主防災組織との連絡会等の継続的開催（意見交換会や交流会による情報共有化） ・ 合同防災訓練の実施
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の組織の状況を理解することで、自らの取組の参考になる ・ 広域避難地域の場合など相互協力がスムーズになる ・ 防災情報の効率的な伝達が可能
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織と自治会との整合性が市町村により異なる
必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互連絡に要する会合費

仕組みの名称	自主防災組織を専属的に指導できる人材の養成
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織リーダー経験者、防災士、消防団員、防災関係機関OBなど、防災の知識と経験を有する人材を県内共通の指導資格者として認定し、自主防災組織を指導する
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内対策指導や近隣対策指導などきめ細かい地域防災指導が可能 ・ 防災情報を県内隈なく効果的に伝達することができる
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導できる人材の確保 ・ 指導員研修など養成制度の構築
必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者の活動報酬費 ・ 研修開催費、資料作成費

< 協働による自主防災組織の活性化に向けた仕組づくり > 6

仕組みの名称	協働の実践事例集の作成、配布
仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none">・ 県内各地における協働の実践例を把握・ 事例を取りまとめ、広く啓発する
メリット	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的に協働をイメージしやすく実行に移行できる・ 他との比較により実践化への意欲が高まる・ 情報の共有
課題	<ul style="list-style-type: none">・ 事例収集に負担がかかる
必要経費	<ul style="list-style-type: none">・ 事例調査費・ 印刷費

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 県及び市町村の責務（第2条～第11条）

第3章 県民の責務（第12条～第14条）

第4章 既存建築物等の耐震性の向上（第15条～第20条）

第5章 地震発生時の緊急交通の確保（第21条～第30条）

第6章 被災建築物の応急危険度判定（第31条～第33条）

第7章 雑則（第34条～第38条）

附則

静岡県は、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき静岡県地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかし、平成7年1月17日に突然発生した阪神・淡路大震災は、改めて大地震の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

東海地震や神奈川県西部の地震などの大震災が予想される本県にとって、地震対策の一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

また、地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠である。

この条例は、行政とともに県民がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明かにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、すべての人々の合意を示すものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町村並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。

第2章 県及び市町村の責務等

(県の責務)

- 第2条 県は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。
- 2 県は、市町村、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。
 - 3 県は、市町村が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。
 - 4 県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
 - 5 県は、市町村と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による県民の防災行動力の向上に努めなければならない。
 - 6 県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町村が行う自主防災組織の育成を支援しなければならない。
 - 7 県は、地震災害危険予想地域（地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。）を明らかにし、市町村と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。

(他の地方公共団体等との協力)

- 第3条 県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。
- 2 県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

(資料、研究等の成果の公表)

- 第4条 県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

(職員の責務)

- 第5条 県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかななければならない。
- 2 県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したときは、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

(市町村の責務)

- 第6条 市町村は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。
- 2 市町村は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。
- 3 市町村は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
- 4 市町村は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。

(避難所運営体制の整備等)

- 第7条 県は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、市町村が行う避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

(地域防災技能者の育成)

- 第8条 県は、市町村と連携して、地震が発生した場合において地域における地震防災活動が積極的に行われるよう、消火、救出救助、応急手当等の地震防災に関する知識、技能等が習得できる講演会を開催する等により、地域における地震防災活動の中心となる者の育成に努めなければならない。

(災害弱者への配慮)

- 第9条 県は、市町村と連携して、障害者、高齢者、乳幼児、外国人その他の者で地震が発生した場合にその対応に困難を伴うことが予想されるものについて、避難誘導、介護支援等その困難の解消に配慮した地震対策を講ずるよう努めなければならない。

(災害ボランティア活動への支援)

- 第10条 県は、市町村と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない。

(残骸物の処理体制)

- 第11条 県は、地震により倒壊した建築物等の残骸物を速やかに除去できるよう、市町村が行う残骸物の処理に関する体制の整備に協力するものとする。

第3章 県民の責務

(県民の責務)

- 第12条 県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日ごろから、地震及び地震防災に関する知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。
- 2 県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。
 - 3 県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって、冷静かつ積極的に行動するよう努めなければならない。
 - 4 県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努めなければならない。
 - 5 県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震発生時の防災活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めなければならない。

(自主防災組織の活動)

- 第13条 自主防災組織は、日ごろから、消火、救出救助、応急手当等について実践的な知識、技能等を有する者のみならず多くの人々の積極的な参加により組織の充実に努めるとともに、実践的かつ効果的な防災訓練の実施等によりその活動の強化に努めなければならない。
- 2 自主防災組織は、日ごろから、地震による地域の危険度、地域住民の居住状況等地域の現状を十分に把握し、防災のための資材及び機材を整備するよう努めなければならない。
 - 3 自主防災組織は、地震が発生したときは、地域において、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第14条 事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、日ごろから、その管理する施設及び施設の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。
- 4 事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

第4章（第15条）～第7章（第38条）…… 省 略

自主防災組織活性化検討委員会名簿

(委 員)

選任区分	氏名	所 属	部 会
自主防災組織	のぶさわ まさお 信澤 正男	裾野市峰下市ノ瀬自主防災会会長 県自主防災組織活動推進委員会委員長	防災士
〃	すずき つねなり 鈴木 恒就	県社会福祉協議会参事兼福祉事業部長	災害 ボランティア
〃	いけだ こうぞう 池田 耕三	焼津市商工会議所議員 焼津市元防災委員	事業所
〃	むらやま あきら 村山 旻	西国久保自主防災会防災委員 元富士市消防長	消防団
〃	まつの ひさし 松野 久	天竜市消防委員 元天竜市消防団団長	消防団
〃	くらた てるちか 倉田 昭殆	熱海市梅園町自主防災会会長 熱海市自主防災連合会役員	事業所
〃	かとう みゆり 加藤美百合	下田市民生・児童委員 元南伊豆地域女性懇談会会長	防災士
〃	いまむら すみこ 今村 純子	元磐田市社会教育委員 元自治会女性部代表	災害 ボランティア
〃	はるた ちゅうじ 春田 忠治	清水市自治会連合会副会長 同防災分科会会長	災害 ボランティア
〃	えま しげお 江間 重夫	浜北市高齢者ふれあい福祉センター館長 元浜北市消防長	消防団
防災士	もりぐち おさむ 森口 修	防災士1期生、防災士会会長 清水市防災本部室長	防災士
〃	なかむら しんや 中村 晉也	防災士3期生 N T T 西日本静岡支店企画部	防災士
〃	うんの まさお 海野 雅夫	防災士3期生 静岡市南消防署東豊田出張所	防災士
〃	つるた はるこ 鶴田 温子	防災士5期生	防災士
消防団	いまい たかとし 今井 孝俊	磐田市消防団団長	消防団
〃	かわい としひこ 川合 敏彦	清水町消防団団長	消防団
〃	あさくら しげき 浅倉 茂紀	長泉町消防団団長	消防団
〃	おやいづ せいいち 小柳津精市	静岡市消防団第2分団分団長	消防団
災害ボランティア コーディネーター	こんどう ひさよし 近藤 久芳	災害ボランティアコーディネーター静岡県協議会長	災害 ボランティア
〃	おおぬき よしお 大貫 芳夫	災害ボランティアコーディネーター静岡県東部連絡会	災害 ボランティア

選任区分	氏名	所 属	部 会
災害ボランティア コーディネーター	おざわ ひとし 小澤 均	災害ボランティアコーディネーター中部連絡会代表	災害 ボランティア
〃	いながき りょうぞう 稲垣 良三	災害ボランティアコーディネーター西部連絡会副会長	災害 ボランティア
事業所	いしはら としお 石原 敏生	県石油商業組合専務理事	事業所
〃	すずき みちお 鈴木 迪夫	東海パルプ 事務部安全管理者	事業所
〃	たなか たくみ 田中 巧	ヤマハ発動機 総務室総務グループリーダー	事業所
〃	うりゅう ひろし 瓜生 廣	山之内製薬 焼津事業場 製剤生産技術本部環境管理担当課長	事業所

(行政機関)

行政機関区分	行政機関名	担当課	担 当 者	部 会
市町村代表	下 田 市	総 務 課	課長 高橋 久和	防 災 士
〃	熱 海 市	防 災 室	係長 田中 博	事 業 所
〃	裾 野 市	生活環境課	係長 市川 久高	防 災 士
〃	富 士 市	防災対策課	課長 小池 芳郎	消 防 団
〃	静 岡 市	防 災 課	課長 久保田邦雄	災害ボランティア
〃	焼 津 市	総務企画課	係長 平野 行洋	事 業 所
〃	磐 田 市	地域振興課	課長 橋本 芳孝	災害ボランティア
〃	天 竜 市	生活環境課	係長 花田 敏貞	消 防 団
〃	浜 北 市	生活環境課	課長 鈴木 兼清	消 防 団
行政センター	伊 豆	総務防災課	主幹 古屋 和澄	防 災 士
〃	熱 海	総務防災課	主幹 二木 務	事 業 所
〃	東 部	総務防災課	主幹 諸星 雅和	防 災 士
〃	富 士	総務防災課	主幹 岩倉 一郎	消 防 団
〃	中 部	総務防災課	主幹 中園 孝信	災害ボランティア
〃	志太榛原	総務防災課	主幹 鈴木 庸正	事 業 所
〃	中 遠	総務防災課	主幹 佐藤 茂	災害ボランティア
〃	北 遠	総務防災課	主幹 竹田 正	消 防 団
〃	西 部	総務防災課	主幹 宮崎 一	消 防 団
県防災局		防災対策室	室長 杉崎 修二	各 部 会
〃		防災対策室	主査 杉山 隆通	各 部 会

作 成 平成14年3月

編集・発行 静岡県総務部防災局防災政策室
〒420 - 8601 静岡市追手町9 - 6

電 話 (054) 221 - 2456

F A X (054) 221 - 3252

E メール boukei@hq.pref.shizuoka.jp



静岡県